

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第1回会議 議事録

第1 日時 令和4年4月8日（金）自 午後1時00分
至 午後5時56分

第2 場所 法務省20階 第1会議室

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

議 事

○脇村幹事 法務省民事局参事官の脇村でございます。予定した時刻になりましたので、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会の第1回会議を開催いたします。

本日は御多忙の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。本日はこの部会の第1回会議でございますので、後ほど部会長が選出されるまでの間、私が議事の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先立ちましてウェブ会議に関する説明等をさせていただきます。御案内のとおり新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、法制審議会においては十分な感染症対策を施した上で部会を開催し、希望される方につきましてはウェブ会議の方法による御出席を頂いてまいりました。ウェブ会議を通じて参加されている皆さんにつきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除きマイク機能をオフにさせていただきますよう御協力をお願い申し上げます。御質問がある場合や審議において御発言される場合は、手を挙げる機能をお使いください。手を挙げる機能は、画面の下側に表示されるコントロールバーの中にある手のひらマークをクリックすることにより使用することができます。それを見て適宜、御指名させていただきますので、指名されましたらマイクをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら再びマイクをオフにし、同じように手のひらマークをクリックして、手を下げるようにしてください。

次に、資料について御確認いただきたいと思います。まず、部会資料1及び部会資料2を配布させていただいております。こちらにつきましては、後ほど審議の中で事務局から内容について御説明させていただく予定です。次に、参考資料でございます。参考資料1は、本年2月14日の法制審議会総会において決定されました「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」で、参考資料2は、公益社団法人商事法務研究会主催の家事事務手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会が取りまとめた報告書でございます。そのほか、諮問事項あるいは本日の委員名簿等を配布させていただいているところでございます。

次に、この部会で審査される諮問事項とこの部会の設置決定につきまして簡単に御報告いたします。本年2月14日に開催されました法制審議会第194回会議におきまして、法務大臣から、民事執行、保全、倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する諮問がされました。諮問事項でございますが、近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事務手続といった民事・家事関係の裁判手続をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、これらの手続に係る申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した各種期日の実現など法制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたいというものでございます。この諮問を受けまして、法制審議会総会では、その日の会議におきまして、専門の部会を設置して調査審議を行うことが適当であるとして、この部会を設置することを検討したものでございます。まず、以上、このことを御報告させていただきます。

続きまして、審議に先立ちまして民事局長である金子より御挨拶がございます。

○金子委員 民事局長の金子でございます。事務局を代表しまして、この場をお借りしま

して一言御挨拶申し上げます。着座のまま失礼します。

皆様にはそれぞれ御多忙の中、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会の委員、幹事をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、ITの利用が国民にとって身近な存在になったこと等の社会経済情勢の変化に照らし、民事・家事関係の裁判手続の一層の迅速化及び効率化等を図り、国民がより利用しやすいものにする観点から、こうした裁判手続のIT化が重要な課題となっております。その中で、民事訴訟手続のIT化につきましては既に民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議をいただき、令和4年2月に法制審議会に答申いただきました要綱を踏まえまして、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を令和4年の通常国会に提出しております。現在、国会においてその審議が行われているところでございます。

民事訴訟手続以外の民事・家事関係の裁判手続につきましても、そのIT化が重要な課題であることは同様でございます。これらの手続のIT化につきましては、民事訴訟手続のIT化に関する検討の結果をも踏まえつつ、それぞれの手続の特性を踏まえ、独自に検討する必要がある事項もあり得るものと考えております。令和3年12月閣議決定のデジタル社会の実現に向けた重点計画におきましても、本日の部会資料1の中でも御紹介しておりますけれども、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化について言及がされており、令和5年の通常国会に必要な法案を提出するなどされております。こうした事情を踏まえまして、民事・家事裁判手続のIT化について法制審議会で調査審議いただくべく、今回の諮問がされたものでございます。

私ども事務当局といたしましても、本部会における調査審議が充実したものとなるよう努めてまいりますので、委員、幹事の皆様方におかれましては、より適切な民事・家事裁判手続のIT化の実現のため御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○脇村幹事 では、続きまして、委員、幹事及び関係官の方々に自己紹介をお願いいたします。

（委員等の自己紹介につき省略）

○脇村幹事 どうもありがとうございました。

この機会に関係官につきまして補足して説明いたします。法制審議会議事規則によりますと、審議会がその調査審議に関係あると認めた者は会議に出席し、意見を述べる事ができるとされています。この部会でも従前どおり、関係府省庁等に御審議への御参加をお願いすることになると考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長の選任を行っていただきます。法制審議会令によりますと、部会長は当該部会に属する委員及び臨時委員の互選に基づき、会長が指名することとされております。この部会は本日が第1回会議ですので、まず初めの手続として、部会長を互選していただく必要がございます。

それでは、ただいまから部会長の互選をしていただきますが、自薦又は他薦の御意見などはございませんでしょうか。

○小畑委員 第一東京弁護士会の小畑でございます。私は山本和彦委員を推薦いたします。山本和彦委員は数多くの立法にも関与されてこられましたし、実務家とも幅広く議論をさ

れ、民事・家事の裁判実務について深い見識をお持ちでいらっしゃいます。また、これまで民事裁判手続のIT化の検討に中心的なお立場で関与されてこられたことに照らしますと、山本和彦委員をお願いをすることがよいと考えております。

○脇村幹事 ありがとうございます。

○山田委員 ただいま山本和彦委員を御推薦のお話がありましたけれども、私も同様に考えております。山本和彦委員は民事手続法全般に深い学識をお持ちであります。また、本部会で取り扱う手続法を始めとしまして、立法過程に委員や部会長として関与してこられております。また、民事訴訟手続のIT化について調査審議をした民事訴訟法IT化部会、これの部会長としても議論を取りまとめられました。さらに、先ほど御案内がありましたけれども、本日参考資料として配布されております本部会の諮問事項に係る研究会報告書についても座長として取りまとめられておられます。これら諸点を踏まえまして、私も部会長として山本和彦委員が適任と考えております。

○脇村幹事 ありがとうございます。

ただいま山田委員、小畑委員から部会長として山本和彦委員を推薦するとの御発言がございました。ほかに御意見はございますでしょうか。

ほかに御意見がないようでしたら、部会長には山本和彦委員が互選されたということになるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、互選の結果、山本和彦委員が部会長に選ばれたものと認めます。その上で、部会長は法制審議会会長が指名することとされていますが、本日は井田法制審議会会長に御出席いただいております。井田会長におかれましては、いかがでございますでしょうか。

○井田会長 ありがとうございます。ただいまの委員の皆様方による互選の結果に基づきまして、山本和彦委員を部会長に指名したいと存じます。

山本先生、是非よろしく願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。ただいま井田会長から山本和彦委員を部会長に御指名いただきました。これを持ちまして山本和彦委員が部会長に選任されました。

山本和彦委員には部会長席に移動していただき、以降の進行役をお願いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

なお、井田会長はここで御退出されます。どうもありがとうございました。

○山本（和）部会長 ただいま部会長に指名されました、山本和彦でございます。

先ほど金子局長からもお話がありまして、近年の情報通信技術の飛躍的な発展に鑑みますと、民事・家事裁判手続のIT化に対するニーズは高まっており、既に御案内のとおり、民事訴訟手続につきましては先行してIT化に関する検討が進められ、その成果を踏まえた改正法案が今国会に提出されております。この民事訴訟手続以外の各種の民事・家事裁判手続につきましても、国民一般に利用しやすい制度の実現を目指して、是非当部会において活発な御議論を頂きたいと思っております。

私の理解するところでは、法制審議会、取り分けこの民事手続法関係の部会においては、委員、幹事の皆様が自由闊達な議論を行い、また、それとともに建設的な御意見を述べていただき、最終的には取りまとめに向けて成果を出していくというところに共通のコンセンサスがある形で運営がされてきたものと承知をしております。当部会の審議は、この後

も御説明がありますように、かなり時間的な制約が厳しい中で審議が行われる予定でありまして、月2回、1回5時間という甚だ厳しい時間の設定になっておりまして、大変恐縮ではありますが、そのような事情ですので、私自身もこの調査審議が円滑に進むよう、また効率的な形で審議ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、委員、幹事、関係官の皆様方の御協力のほどをどうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、今後、部会長である私が会議に出席することがかなわない場合、できるだけそういうことはないようにしますが、コロナ禍とか様々な状況がありますので、万が一やむを得ず会議に出席できない場合に備えて、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

これについては笠井委員に部会長代理をお願いしたいと思っておりますが、笠井委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。

○笠井委員 はい、承知いたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。できるだけ御迷惑を掛けないようにしたいと思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、審議に入ります前に、当部会における議事録の作成方法のうち、発言者名の取扱いについてお諮りをしたいと思います。

まず、現在の法制審議会での議事録の作成方法につきまして、事務局から御説明を頂きたいと思っております。

○脇村幹事 法制審議会の部会の議事録における発言者名の取扱いにつきましては、かつては発言者を明らかにしない形で逐語的な議事録を作成していた時期もございましたが、平成20年3月に開催された法制審議会の総会におきまして、それぞれの諮問に係る審議事項ごとに、部会長において部会での意見を聴いた上で発言者名を明らかにした議事録を作成することができるという取扱いに改められております。御参考まで申し上げますと、この総会の決定後に設置された民事法関係の部会では、いずれも発言者を明らかにする議事録を作成するものとされております。したがって、この部会の議事録につきましても、発言者を明らかにしたものとするかどうか御検討いただく必要があるのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、脇村幹事からの御説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特段ございませんか。

特段の御意見がないようでございますが、私、部会長といたしましても、今、脇村さんからお話がありましたように、他のほとんどの部会においては発言者名を明らかにした議事録を作成しているということですので、当部会の審議事項の内容等に鑑みまして、発言者名を明らかにした議事録を作成するということがいかかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。特段御異論はないということによろしゅうございましょうか。

それでは、当部会につきましては発言者名を明らかにした議事録を作成するというにさせていただきますと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の審議の中身に入りたいと思っております。本日は第1回ということですので、まず、皆様にこの民事・家事裁判手続のIT化の全体像を共有していただくという観点から、若干のフリートークをさせていただいた上で、個別のテーマの審議に移りた

いと考えております。

そこで、まず、事務当局から部会資料1に基づいて御説明をお願いいたします。

○**脇村幹事** では、御説明いたします。部会資料1「民事・家事裁判手続のIT化に当たっての検討課題」は、この部会で調査審議いただく検討課題について、その全体像を概観し、想定される検討事項について記載をしております。

1ページ、「第1 基本的な視点」では、民事・家事裁判手続のIT化を御検討いただく経緯、背景について記載をしております。御承知のとおり、民事・家事裁判手続のIT化による利用者の利便性の向上が重要な課題となっている中、民事訴訟手続のIT化については先行して検討が進められ、現在、法案提出に至っているところでございますが、この部会で検討いただくその他の民事・家事裁判手続につきましても、その検討が求められているところでございます。政府方針につきましては、部会資料の1の1ページの真ん中の四角囲いの中に書かせていただいております。御参照いただければ幸いです。

次に、1ページから2ページ、「第2 検討することが想定される手続」では、この部会でそのIT化について御検討いただくことが考えられる手続及びその法律について記載をしております。

また、2ページ「第3 想定される検討事項」では、まず、「1 基本的な事項」として、民事訴訟手続のIT化において検討されてきた項目である、申立て等をインターネットを用いてすることの可否及び義務付けですとか、ウェブ会議、電話会議の利用、(3)でいいますと記録の電子化、(4)の記録の閲覧等、(5)インターネットを利用した証拠調べ及び(6)のインターネットを利用した送達・公告を挙げておまして、これらの事項について、民事訴訟の手続IT化において検討されたところを踏まえつつも、各手続の特性に応じ、民事訴訟の手続の場合とは異なる規律を設ける必要性等を個別に検討していただくことが考えられます。

また、5ページに参りまして、「2 各種手続特有の規律について」においては、各手続のIT化の観点から、それぞれに固有の規律について検討を加えることが考えられるところございまして、例えばということで、最初の(1)では、民事執行手続における正本添付の省略等、(2)では、破産手続における債権届出の提出先を記載しております。

部会資料1の説明は以上でございます。

○**山本(和) 部会長** ありがとうございます。

それでは、この部会の審議事項全体に関するフリートークの時間ということでありますので、全体に関する御質問でも結構ですし、あるいは全体についての御意見、基本的な視点等の考え方等について自由に御発言を頂ければと思います。どなたからでも結構ですので、挙手機能を使って御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。なかなか最初は御発言しにくいですかね。口火をどなたかに切っていただければと思いますけれども、御質問でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

○**垣内幹事** お手をお挙げの方がおられたかもしれませんけれども、1点質問をさせていただければと思います。垣内でございます。

部会資料1の1ページから2ページに掛けまして、検討することが想定される手続を挙げておられるわけなのですけれども、ここでは民事訴訟以外の広い意味での民事の裁判手

続が各種列挙されており、その根拠法令が挙げられているということですが、ここに挙げられていない広い意味での民事の手続、例えば仲裁法に関連する手続でありますとか、消費者裁判特例法に関連する手続でありますとか、幾つか思い浮かぶものがありますけれども、そうしたものについてはここでは対象としては取り上げないという理解でよろしいでしょうか。対象とされる手続の範囲について、もし何か敷衍して御説明いただけることがあればと思ひまして、御質問させていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局の方からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。基本的にどのような検討をするのかについては、正にこの審議の中で出てくる話かとは思いますが、当局として今考えておりますのは、まず、対象の法律については、基本的には法務省所管法律が正に法制審議会のテーマかと思っております。そういった意味では、法務省所管以外の法律について直接的に今の段階で取り上げるということは想定はしておりません。

一方で、今、先生に頂きました仲裁手続について、実は書くかどうか一瞬迷ったところなのですけれども、これについて個別の論点として検討すべきものがあるかどうか、少し当局でも考えていきたいと思っております。ただ、ここで書かせていただかなかったのは、今回のテーマでは仲裁法の中でも、いわゆる裁判手続といいますか、仲裁の裁判に関するものでございまして、何かここで仲裁手続と書くと仲裁本体も検討するようなイメージが出るかなというところで、少し省かせていただきましたが、もし御意見等で、仲裁の裁判に関するに部分についても個別に検討すべきことであるとか、そういったことは、この第1回も結構でございますし、あるいはその後でも何か個別に頂くのでも結構でございますので、また頂ければ、私たちの方も検討した上で、取り上げるかどうか考えていきたいと思っております。

○垣内幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 小畑でございます。申立て等の義務化の問題でございます。民事訴訟のIT化においては決着の付いた問題であります。その規定を他の手続にも及ぼすことがどうかということで、この部会資料1には書かれているのですけれども、民事訴訟、当事者対立構造とは全く違う手続構造の、例えば倒産手続、執行手続につきましては、義務化の範囲がどう在るべきかというところから改めて是非検討をお願いしたいと考えているところでございます。細かいところにつきましては、これから各法律のところで指摘をさせていただきたいと思っております。この点については是非御留意を頂ければと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は、この後のそれぞれの手続の具体的な資料の中で、正に民事訴訟とどの点が違うのか、あるいはそれと違う規律をすることが正当化できるのか等々について個々に論点として提示される予定でありますので、是非その点は積極的に御審議を頂ければと考えているところで。

ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんか。

○小澤委員 これまで、法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会の委員として、そして、

昨年商事法務研究会で開催された家事事件の手續及び民事保全、執行、倒産手續等 I T 化研究会のオブザーバーとして、民事訴訟、そして各種手續の I T 化に関する検討に関わらせていただいております。

司法書士は、登記、供託、訴訟その法律事務の専門家として国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の実現に寄与するという使命に基づいてその業務を行っているところでありまして、民事訴訟の I T 化の検討では、ユーザーフレンドリーな仕組み作りの必要性や本人訴訟のサポート体制の重要性を法制審の場で述べさせていただいております。

今般の各種手續の I T 化については我々、司法書士の業務と関わるものも大変多くございまして、例えば不動産執行事件では不動産登記が大きく関わる部分でもありますし、執行事件、保全では供託の手續が密接に関係してくると思っております。さらに、倒産事件につきましても、取り分け個人破産や個人再生手續において、これまでも法テラスなどとも連携し司法書士が本人に代わって書類作成を担っている事件も相当数ございます。また、先般公布された令和 3 年の改正民法、改正不動産登記法、相続土地国庫帰属法において、相続登記の義務化などの所有者不明土地問題の解消について、その役割を果たす際に書類作成を通じた家事事件手續への関与が必須になってくるものと考えております。

そして、また成年後見事件については、司法書士は、現状、専門職としては一番多く成年後見人等として家庭裁判所から選任されている職能であるということもありますし、先日、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されておりますけれども、専門職後見人として成年後見制度で果たすべき役割は、申立てサポートの段階から実際に後見人に就任する場面まで、幅広いものになると考えているところであります。

今般の検討では、手續代理人の目線とは一線を画して、一般市民の方の家事事件手續や倒産手續を始めとした各種手續の I T 化に際して、日頃より司法書士がこれらの手續に業務として関わる中で得られた知見に基づき、国民の皆様を誰一人裁判手續から取り残さない、ユーザーフレンドリーな仕組み作りに資するような発言をしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、裁判所とのみ出て、どなたか分かりませんが、お願いいたします。

○戸苅幹事 最高裁家庭局第一課長の戸苅でございます。家事事件の関係でございますが、今後の議論のために、裁判所の立場から重要と考えている点について、この段階で若干意見を申し上げさせていただきます。

家事事件につきましては多種多様な類型がございます。例えば、家事調停や別表第二審判事件を中心に、民事訴訟と同様の記録の電子化のメリットが当てはまるとされる類型も多く存在します。まず申し上げたいのは、将来的にはやはり家事事件につきましても全面的な電子化を目指すことが望ましいと考えているところでございます。もっとも、家事事件におきましては手續代理人の選任率が低く、いわゆる本人事案というものが少なくないことがございます。民事訴訟の I T 化において、いわゆる乙案では、委任を受けた訴訟代理人等については申立て等をインターネットを用いてしなければならないところでございますけれども、家事事件につきましても、委任を受けた手續代理人等についてインターネットを用いてする申立てを義務化するという案を採ることを前提とした場合につきましては、取り分け過渡期につきましても、飽くまで過渡期という前提でございまして、紙媒体

の書類が提出される場面がそれなりに残る可能性を想定しておく必要があると考えております。そうした観点から言いますと、資料にも記載されておりますが、手続の特性を踏まえた記録の電子化の例外の規律について、個々の事件類型における記録の電子化のメリットの程度を踏まえて検討する必要があるものと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、将来的には全面的な電子化を目指すのが望ましいと考えておるところでございますが、将来的な全面電子化を目指すためには、手続代理人の有無にかかわらず、誰にとっても電子申立てが容易になる方策をとって、電子申立てを促し、記録の電子化を着実に進めていく必要があります、そのための環境整備が大変重要であると考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○井下委員 三菱UFJ銀行の井下でございます。細かい点につきましては今後の論点ごとのセッションで発言させていただければと考えておりますけれども、まず、金融機関といったしましては、特に民事執行あるいは保全のところ、預金の差押え等において第三債務者として事件に関与する件数が非常に多いという立場にございます。債権の差押えといった局面におきましては、金融機関は本来訴訟の当事者ではない、第三者であるにもかかわらず、事件に関与していくという少し特殊な立場にございます。その中で、差押え等において迅速に、かつ確実な対応をしなければ、二重払いのリスク等々を負うという立場に置かれます。

今後の、特に義務化に関しまして、そういったやや特殊な立場に置かれているという金融機関の特性というもの、それから、金融機関と一口でいいましても、メガバンクのようなどころから比較的規模の小さい、システム投資等にもやや制限があるといった御事情をお持ちの金融機関もあるということを念頭に置いて議論を進めていただければと考えております。もちろん総体としてIT化を進めていくべきである点には全く異存のないところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。文書や事件記録について全面的に電子化するのか、一部は電子化しないのかというような議論が恐らく各論としてされることになると思うのですが、いずれにしても移行期間があり、また、過去の事件記録は紙のまま紙の形で残ると思いますので、紙媒体のものと電子媒体のものが混在するというようなことになるかと思えます。その場合に、紙媒体であるのか電子媒体にあるのかによって手続の規律が異なってもよいのかというような問題を考えたときに、その手続の規律が本質のところ異なるということにはならない方がよいと思えますが、単に紙媒体を電子媒体に置き換えるというだけではなくて、電子化するあるいはオンライン化することで可能となるような制度、規律は、電子文書、電子記録についてだけ妥当するということがあったとしても、導入が検討されるとよいのではないかと考えております。

抽象的な話で恐縮ですが、以上です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また各論のところ全体に関わるようなお話も当然あると思いますので、またその際には御自由に御発言いただくということで、取りあえずはこのフリートーキングのセッションについてはここまでということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、より具体的な問題についてということで、本日は民事執行及び民事保全について1読目の検討をしていただきたいと思います。1読目ということでありますので、個別の項目ごとに御議論を頂きたいと思ひますし、また、もう少しこういった点も検討すべきではないかという検討項目自体についての御意見もあれば、是非お出しを頂きたいと思ひます。

そこで、部会資料2でありますけれども、まず最初はこの部会資料2の「第1 民事執行」の「1 インターネットを用いてする申立て等」について、この部分について事務局から部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。それでは、資料の御説明に入らせていただきます。

部会資料2の1ページ、「第1 民事執行」の「1 インターネットを用いてする申立て等」は、インターネットを用いてする申立て等について、民事訴訟手続における検討状況、議論の状況を踏まえつつ、民事執行手続の特性を踏まえ、御議論をお願いしたいというものでございます。

資料のゴシック体の「(1) インターネットを用いてする申出等の可否」では、民事執行の手続における申立て等について、民事訴訟手続における議論と同様、全ての裁判所に対し、一般的にインターネットを用いてすることができるものとするについて御議論をお願いするものでございます。なお、この説明の2のところ、ここでいう申立て等の内容について御説明というか、整理をしておりますが、執行官に対するものについては後の方のところの項目で別途検討を予定しております。

次に、本文ゴシックの「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」でございますが、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱においては、委任を受けた訴訟代理人等については申立て等はインターネットを用いてしなければならないこととされたところでございまして、この議論については、先ほどもフリートークのところでも御発言の中に出てまいりましたが、説明の2でここでは御紹介をしております。その上で、民事執行手続において申立て等をインターネットを用いてしなければならない者に関する規律について、民事訴訟手続と同様の規律とすることによいか、あるいは民事執行手続の特性を考慮して、異なる議論があり得るかといったところなどについて御議論いただければと考えております。

説明としては以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、(1) (2) と一応ありますけれども、これを特に区分せずに御議論いただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、この1の部分について御質問、御意見等、御自由にお出しを頂ければと思ひます。

○今川委員 2点と、一つ御質問を申し上げたいと思うのですが、全て質問になるかもしれません。

まず1点目は、(1) のインターネットを用いてする申立ての可否というところで、こ

これは規則に落ちるのかもしれませんが、インターネットの電子情報処理組織を用いてするといった場合に、民事訴訟手続では、私の理解する限りでは書面をPDF化する、そういうデータ化だろうと思うのですが、例えば、民事執行等については配当とか、そういう計算も入ってくるということになると、フォーム入力をして計算をしやすくする、すなわち裁判所の負担を軽くするというような、二つの意味合いの電子情報処理組織化が考えられるのではないかと思いますのですが、この点はどうかという点が1点。

二つ目は、インターネットを用いてする申立て等の義務付けでありますけれども、先ほども金融機関には大小があってという話があったのですが、私が知っている金融機関では、ほとんど不動産の民事執行の申立てというのは金融機関がやっております。そういう意味で、義務化するにしても、私はもう少ない範囲でしか知りませんので、実情、つまり民事執行の申立てが専門化していると、専門家集団というのですかね、銀行等を含めて、そういうものによってなされているというようなことも聞いたりしますので、その統計資料というのはどうかと、義務化を考える際の資料になるのではないかと、このように思いました。それが二つ目です。

三つ目は、これは民事執行のときは当然、予納というのをするのですが、これは民事訴訟法と同じように全部電子化をして、電子納付するというのもここで検討されるのかという、この3点です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。3点とも御質問であったかと思いますが、脇村幹事、それではお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。今川先生がおっしゃったとおり、どういった情報形式でやるのかについては正に今後の議論、あるいは、現実的にはどういったシステムを作っていくかに関わるところなのだろうと思います。ただ、正にこの部会ではそういった利便性等を考えながら、是非活発な御意見を頂ければと思いますし、恐らく、入力して、電磁的な、使いやすくするには、例えばPDFと併せて別途出すとか、いろいろやり方もあると思います。また御意見いただければと思っております。

また、すみません、今、統計資料は手元にはございませんが、もし弁護士の先生あるいは金融機関等の方で何か、正に経験に基づいて何か御発言できる方いらっしゃれば、助けていただきたいと思っています。統計はまた少し私たち、何かあるか探してみたいと思っています。

また、費用につきましては、今後また別途検討した上で、出すかどうかも含めて検討させていただきたいと思いますが、その辺の御意見いただきましたので、そういったことで私たちが受け止めたいと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。今川委員、いかがでしょうか。

○今川委員 結構です。特に、電子化のところは是非フォーム方式を取り入れていただければというのが私の意見です。PDFと併存すべきではないのかというのが私の意見です。以上です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。ここの申立ての外縁について少しお伺いしたいのですが、執行文付与の申立てでもこの申立てに含まれるということでしょうか。もしそうだとすると、執行証書の場合どうするのかという問題が出てくるように思うのですが、い

かがでしょうか。

○山本（和） 部長 それでは、事務当局からお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。執行文付与の裁判所に対するものについては、正にこの範囲で入ってくるのかなと思っておりまして、現行の132の10についても裁判所に対する申立て、裁判所の中にもいろいろあるかもしれませんが、となっています。今、先生から頂きましたのは、裁判所以外のものについてということでございまして、差し当たり今取り上げているものの対象には入っていないところですが、また御意見いただければと思います。

○山本（和） 部長 山本克己委員、いかがでしょうか。

○山本（克） 委員 いや、特に意見があるわけではなくて、執行証書まで入れた場合に公証人役場にその準備があるのかどうかというのが気になったので、お伺いしたというだけでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○井下委員 補足となりますが、先ほど御発言のありました具体的なインターネットを用いた申立ての方法のファイル形式等に関し、私どもの内部の議論では、IT化を導入された時に、私どもとしても利用しやすくなるようなシステムを考えたときに、例えばCSVのような形式でファイルを頂ければ、最終的には受け取る側のシステムで自動処理できるかもしれないといった意見も出ているところでございます。念のため補足させていただきます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 小畑でございます。先ほど申し上げた点と関連するところだと思うのですが、民事執行につきましては、その申立ての段階と債権届出、配当の段階、それから、先ほど御指摘がありました、第三債務者との問題との関係があります。それを全て申立て等の中で含めて同一で議論するのかどうかというところ、これがまず一つ、大きな問題になるかと思っております。これは倒産手続についても全く同じような問題が出てくるのだろうと思っております。

申立てに関しましては、民事執行の申立ては極めて定型化された書式の中で申立てが行われるということになりまして、例えば、添付するものとか目録とか、そういうものは全て定型化された中でやられておりますので、これは、先ほど御指摘がありましたように、PDFで行うということの意味が余りよく分からないというか、フォーム的なもので行うことが最もIT化にふさわしいと考えているところでございます。かつ、民事訴訟に比べますとプロの方々の申立てが圧倒的に多いという状況にあると思っておりますので、かつ、その手続自体がIT化に一番なじみやすい手続であるということを勘案しますと、義務化の範囲をやはり一歩進めるということを考えるべきではないかと考えているところでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。小畑委員、一歩進めるというのは、もし具体的に、どのような人たちにその義務化するかということ、もし何か今お考えのところがあれば、お伺いできればと思いますが。

○小畑委員 全く個人的な考え方ですけれども、甲案に近いような考え方で、IT化になじ

めない人について例外を認めるというような方向性がいいのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。櫻井でございます。インターネットを用いてする申立てについて、強制執行の申立てに関してはかなり定型化されているので、単なる書面のPDF化だけではなく、あらかじめフィールドを設けてフォーマット入力をするとか、先ほども少し御意見が出ていましたCSV形式、あるいはXMLタグの埋め込みといった方法での申立てというのも考えられるのではないかと考えています。金融機関や不動産業者の方など、申立てに慣れたいわばプロ的な方の申立てが多いだろうとは思いますが、一方で、例えば養育費あるいは婚姻費用、扶養料のために一般個人の方の申立てもあるところでは。これらは請求金額自体が余り大きくないということもあって、代理人に依頼せずに御本人が手続されるというケースが非常に多いのではないかと考えています。そういった一般個人の方も申立てがしやすいシステムの構築も、是非考えていただきたいと考えています。そうすることによって、義務化するかどうかは別として、使いやすいシステムがあることで電子化が広がっていくことにもつながるのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小澤委員 ありがとうございます。少し重複するところもありますけれども、民事執行におけるインターネットを用いた申立ての義務化の対象の範囲は、民事訴訟法と同様に委任を受けた訴訟代理人とする以外にも、例えば大規模な会社や金融機関等も対象に含めることを議論の対象とすることも検討してもいいと考えています。

一方で、一般市民が自ら民事執行を申立てするような場合も想定されます。特に、今お話の出ました養育費関係は現在、不払い問題の解消がテーマで議論されているところは存じ上げているところで、取決めの段階から回収まで様々な検討が進められているところでもありますので、民事執行においてもよりユーザーフレンドリーなIT化の検討が求められるのではないかと考えていまして、利用しやすい制度、システムであれば、子育てをしながらこのような手続をする方々にとっては利便性が大きく向上することも考えられるのではないかと考えています。

今後検討する各種手続全体にいえることかもしれませんけれども、ある程度定型的な申立てに関しては、選択式あるいはプルダウン方式などの導入により、よりIT化のメリットを多くの国民の皆様が享受できるような制度設計、システム設計がされることを希望しています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。小澤委員、先ほども伺いましたけれども、大規模な会社あるいは金融機関といったとき、一つはやはり線引き問題、どこで線を引くのかという問題と、それから、なぜそれが正当化されるのかということをやはり考えないといけないということかなと思うのですが、その辺りについて今、小澤委員の方でもし何かお考えがあれば。

○小澤委員 そうですね、その具体的な線引きについては、これから検討したいと考えております。

○山本（和）部会長 分かりました。よろしく申し上げます。

○杉山幹事 幹事の杉山です。1の（1）の申立ての可否のところですが、私自身はできる限り申立て、それ以外の陳述等も含めて、インターネットを通じてできるようにしていく

方向性には賛成なのですが、ここで議論する前提として、全てを、一つの事件については一つの例えばシステムを通じて、申立てその他の、申立てに類似することをしていくことを前提に議論していくべきなのか、あるいは、例えば第三債務者の陳述などについては、セキュリティの問題はあるかもしれませんが、例えば電子メールなんかを活用するという方法もあるのではないかと考えております。

倒産もそうですけれども、執行などでも通常の民事訴訟と異なりまして多くの第三者が手続に入ってくるわけでありまして、そういう人が全て一つのシステムに入ってくることを想定してシステムを作るというのは、かなり複雑なものになるのではないかと考えております。今後の議論も含めてですが、ここでのインターネットを用いてするという場合に、一つのシステムですべて行うことを想定して議論していくのか、あるいはそれ以外の、先ほど言った電子メールとかチャットとか、そういうものを使って意思疎通をしていくということも含めて議論していくのかということも、私は様々な方法があつていいと思っておりますけれども、その辺りで、もし今決まっていることがあれば、教えていただければと思います。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。今決まっているものは恐らく何もないということかと思っておりますけれども、何か事務当局でコメントがもしあれば。

○脇村幹事 脇村です。恐らくどういったシステムを作るのか、あるいはその方法を選ぶかについては、どういったことを考慮しながら考えるべきかということをもまず御議論いただくのかなど、何となく今聞いていて、思いました。恐らく、最終的に手段として電子メールを選ぶのか、システムに入っていくことになるのかについては、何を重視するかによっても変わってくるのかと思っておりますし、セキュリティの関係で基本的にメールではなくてシステムではないかということが、元々の民訴法の部会の議論ではされていたと思っております。一方で、第三債務者、陳述についてはそこまでのことをしなくていいのではないかという意見なのかもしれません。その辺は、どういったことを考慮しながら電子化していくべきかについて御議論いただいた上で、あとは最終的にどう組むかについてはシステムを開発されているところで検討いただくのかとは思っておりますが、すみません、今、当局としては伺っていてそう思いました。

○山本(和)部会長 杉山さん、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 再びの発言で申し訳ありませんが、今までの御発言を聞いていて感じたことなのですが、国民一般の人たちイコールIT弱者ではなくて、一般の人たちが参入してくるからIT化について義務化の範囲を広げるのはどうかというのは、私は少し違っていると思っております。国民一般の方の問題と、いわゆるIT弱者の問題というのは、やはり分けて考えるべきではないかと思っております。IT弱者でITを使えない人に対してどう手当てするかという問題に焦点を当てるべきで、国民一般の方々、ITに日頃なじんでいるの方が圧倒的に多く、法曹界の方がむしろ後れているのではないかと思うところもあります。その点が重要かと思っております。

それから、杉山先生の御発言に関連しては、多くの第三者が入ってくるということだからこそIT化が必要だと思います。民事訴訟のように、当事者間を中心としたIT化ではなく、第三者が入ってくるからこそ画一的に処理をし、円滑かつ迅速に手続を進めるため、

例えばコロナのような問題が起きて手続が渋滞することがないような手続を作るということが重要で、そのための基本的なモデルとして民事執行が一番適しているのではないかと考えるところであり、義務化をもう少し進めるということをご提案したいと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○今川委員 先ほど部会長からあった、正当化する理由は何なのかということ、これは私も考えているのですが、よく分からないのですけれども、要は今、書面でやるということが前提ですよね、それはきっと書面というのは歴史的に見て誰でも使えるようになった、すなわち、紙が誰でも使えなかったときは直訴という形で口頭で言っていたのだらうというふうに思うわけなのです。したがって、私はある程度IT環境が整っていて、会社なんかでITを自由に使い、利便性を高めて使えるのであれば、何も紙に限定する必要はなくて、IT化するということを義務化しても、書面でやるという歴史性から考えて、あり得る考え方なのではないかと私自身は現時点ではそのように考えています。先ほど部会長がおっしゃったので、発言してみました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 再三申し訳ありません。今の小畑委員の発言に関してですが、私はIT弱者と国民一般の関係についての小畑さんの見解は、民事訴訟法の要綱で採られている、あるいは法案で採られている考え方とは著しく異なるのではないかと気がします。つまり、確かにITのある程度のリテラシーを持った人というのが人口の多くの部分を占めていることは確かなのですが、必ずしも全ての人がリテラシーを備えているわけではないし、そのリテラシーのレベルについてもいろいろとあるわけで、そういうことを考えて、いわゆる乙案が採用されたわけです。ですので、ここでだけなぜその甲案に更に近付くべきかというのは、私は余り正当化できないのではないかと考えております。

それと、杉山幹事のおっしゃった点なのですが、システムに入ってくるというのも、システムの入り方をどの程度、どこまでアクセスできるかという問題が、システムにアクセスできたとしてもどの情報にまでアクセスできるかというのは多分、システムに入る人をカテゴライズして入れるところ、入らないところというのが出てくるというふうにシステム設計されると思うのです。執行当事者がアクセスできるところと、第三債務者がアクセスできる場所は多分区分されるはずですので、余りたくさん入ってくるから困るということは気にしなくてもいいのではないかと、最高裁の方でその辺はお考えになっておられると私は信じております。メールの利用は、私はやはりまずいのではないかと。メールの利用は、やはりその後の処理、受け取った裁判所側の処理に手間が掛かって、IT化のメリットというのはほとんどないわけですね。添付ファイルを使うのであれば、そもそもメールを使う必要なんかなくて、システムに直接アクセスする方法の方がいいと思いますから、ですので、メールというのはぴんときないなという感じがいたしました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○湯浅委員 湯浅でございます。今、先生方が御議論になっていることに関連しまして、いわゆるIT弱者の方をどう位置付けるかという点でございますけれども、先年成立をいたしましたデジタル社会形成基本法、DX基本法におきまして、誰も置いていかないデジタル社会形成を目指すとしており、いわゆるデジタルインクルージョンということは、行政府、立法府、司法府問わず国全体の基本理念として法で定められたところでございます。

ので、この場の検討におきましても、DX基本法の誰も置いていかないデジタル社会形成を目指すという点には留意をしなければならないのではないかと考えているところでございます。今、多くの皆様がスマホやパソコンを使ってはいますけれどもやはり、視覚障害者の方にとってはデジタル化は非常にかえってアクセスしにくくなっているという現状もございまして、その点の配慮は欠かせないと思っております。

それから、電子メールの問題につきましては、実は民事訴訟法の検討の際にも電子メールの利用には余り賛成できないということを申し上げました。確かに電子メールは非常に長く使われてきたレガシーなツールではございますけれども、発信者の身元確認が難しいこと、なりすましが非常に多いこと、それから迷惑メールが非常に多いこと、最近でいいますと鉄道会社とか、あるインターネットサイトの大手のところをかたったメールが連日来ていて、どれが本物なのか分からない状態でございます。それから、メールに添付ファイルを付けてやり取りをするということは最もコンピューターウイルスに感染しやすい、マルウェアに感染しやすいということが指摘されておりますので、そういう現状に鑑みますと、やはり電子メールというものを許容することはセキュリティ上、あまり好ましくないのではないかと考えております。

ついでに申し上げますと、今、電子メールは確かにレガシーなツールでございますけれども、スマホを利用されている方が多いので、いわゆる電子メールを使っていない、要するにウェブ上でとかスマホ上でのメッセージツールしか使っていないという方も大分増えているようでございます。あるいはSNSのメッセージ機能を使っているいろいろなやり取りをしているという方も増えている現状でございます。それらのことも含めまして、もし電子メールを使うというのであれば慎重に検討すべきであると考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。この1の点。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。この第1の1（1）、申立てをインターネットを用いてすることをそもそも可能にするという点については、そのようなことでよろしいのではないかと考えますし、それは既に御発言がありましたように、できるだけ広い範囲でそのようなことが可能になるということが望ましいだろうと思っております。また、これも当然のことながら、その際、ユーザーにとって非常に使いやすいインターフェースが工夫されるべきであるということも重要かと思えます。既にプルダウン方式であるとか一定のフォーマットに入力する方式がよいのではないかという御意見がありまして、それは一つの方法として考えられるものかと思っておりますけれども、ただ、唯一の方法としてそれを認めるということによいのか、ほかの選択肢、例えばPDFファイルをアップロードするような方式というものを閉ざしてしまうことがよいのかどうかということについては、ユーザーに様々な層があり得るということも考慮した上で慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

それから（2）の義務付けにつきましては、基本的には私は山本克己委員が言われたところに賛成で、民事訴訟における乙案と同様のところが出発点になるのではないかと考えております。既に民事執行手続の場合の特徴として、定型化された内容の書面が多いであるとか、あるいはプロと申しますか、かなり手続に習熟している本人も多いといったような御指摘もありましたけれども、そのような事情から、オンラインでの申立て等が可能に

なった場合には、それが利便性のあるものであれば、多くの方が実際上それを広く使うということは、特に民事執行で期待できるということにはなるかと思えますけれども、そのことと、それを義務とする、そうではない方法は排除するということとは、やはり一段階距離があることのように思われますので、義務付けということになりますと、単に定型化されたものが多いであるとか、プロの申立てが実際上多いということでは少し、なお説明として不十分なところが残るのかなという感じが現状ではしているところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山下委員 ありがとうございます。度々申し訳ありません。私も義務付けの点で一言意見を述べさせていただければと思うのですが、義務化の対象として、甲案というのでしょうか、全員の義務化という考え方のほかに、大企業ですとか金融機関ですとか、一種プロ化した主体の義務化という議論も出ていたやに記憶しております。私の認識している限りでは、必ずしも金融機関といえども強制執行等々のプロといえる状況ではないようであり、むしろサービサー、債権回収会社や、保証会社などの方がまだそういった要素があるのかなと認識しておるところです。また、それはさて置き、特定の業種あるいは特定の規模以上の大会社などをカテゴライズして義務化をするというのは、やはりそれを正当化する相応の統計なりに基づく合理性、正当性がないと、なかなか納得感は出てこないのではないかと危惧しているところでございます。もちろん便利な制度が導入されれば利用は進むと思いますし、おのずとIT化が進んでいくと思うのですが、一定の業界をくり出して義務化していくというアプローチは、やや違和感を感じているところではございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○大谷委員 ありがとうございます。大谷でございます。今御発言のあった垣内幹事の御意見は、私が申し上げたかったことをほぼ代弁していただいたと考えております。義務化の論点についてはこれまでの議論を踏まえ、そのように考えるべきではないかと思っております。

そして、このIT化が進みますと、多くの方が利便性のある手続をより利用して、義務化をしなくてもおのずとこの利用が推進していくものと考えておりますけれども、私ども、例えば一般の企業の立場で考えても、第三債務者としての陳述が求められる局面など幾つか、大企業であってもなくても、そういった場面はどうしても出てくるものだと考えております。その際に、例えば書面で送達があった文書などにQRコードなどがあって、必要な書類ですとか必要な陳述をするためのサイトに誘導するような仕組みがあれば、おのずとやり方としては広まっていくのではないかと思っております。電子メールのような手続を使わなくても、安全にアップロードするということが可能になるのではないかと思っております。

ただ、そのときに、後ほどの議論になると思えますけれども、送達のところと関係があるのですが、一旦そこで登録したメールアドレスというのは、その事務手続では使っていないだけで構わないものですが、以後そのメールアドレスをあまねく全ての手続にその企業を代表するものとして利用されて、システム送達などで期限管理に用いられるということになりますと、不都合が生じる場面が多いのではないかと考えているところでございます。

できるだけ多くの方に使ってもらうことによって、全体としての社会的効率につながっていくという側面があると思いますので、利用を促進するためのフォームを御用意いただくことにも大変意義があると思っております。例えば第三債務者の陳述などでも、どういった場合に応答しなければいけないのか、それから計算の仕方はどうすればいいのかといったことについて、現在、裁判所の方で分かりやすい説明文を必ず封入していただいておりますし、ウェブでも御紹介いただいているところですが、それが自然と必要な事項が入力できて、また余計な情報を開示しなくて済むような仕組みをあらかじめシステムの方に備えていただくことができれば、より安全に、また正確に、裁判所の手続の方に必要な情報を得ていただくことができるのではないかと考えております。

そういった裁判所のシステム設計の設計理念であるとか、その中身ともこれからの議論は大きく結び付いていると思いますので、前回、民事訴訟法の改正の議論の中でも、途中で最高裁の方で検討されている内容について御紹介いただくような場面もございましたので、今回の検討におきましても、是非裁判所の考えているシステムの構築についての配慮などについて早めに情報提供を頂けると、議論に資するのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。最後の点、御要望かと思っておりますので、事務局にも検討していただければと思います。

○佐々木委員 佐々木です。私が民事訴訟法のIT化の議論に参加していたときには、この義務化の範囲のところは元々は甲案に賛成をしていたのですが、結果的には乙案になっておりますので、今となつてはこの民事総執行法の場合も乙案より進めたものは難しいのではないかと考えております。

それで、先ほど民事執行の申立てに関しては定型的なので入力フォームの利用というのも考えられるというお話がありましたけれども、これは法律の問題で、義務化するかしないうところではなくて、運用の問題になるのだと思いますけれども、手続の種類にもよるのだとは思いますが、こういう入力フォームを活用して、結果的に利用者が増えると、義務化の範囲を広げたのと同じような結果といいますか、効果が得られるということでも十分なのではないかと考えております。この入力フォームを利用した方が、これは附帯的な効果ではありますが、PDFで申し立てた場合に比べても、入力されたデータの利活用というのも考えられると思いますし、その後の事務処理というのも効率的にできるのではないかと考えておまして、一番IT化の効用が大きいのではないかと考えております。ただ、もちろんこの入力フォームだけということにするわけではなくて、PDFですとかほかの手段というのも残すという前提で申し上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。今回、私、法制審議会の議論は初めて参加いたします。

IT部会の民事訴訟法の方は別の主婦連合会の委員が出ておりました。私は消費者団体として来ておりますので、一般市民の立場から意見を申し上げます。先ほどどなたか委員がおっしゃったように、誰も取り残さないデジタルインクルージョンという視点は何よりも大切だと思っております。また、IT化ということは今よりもいろいろな人たちが便利になる、今それを使っていない人でも、むしろそれを使うことによって何かを行うことが易

しくなるということが、IT化において大切なのではないかと考えております。その上で、IT化を義務的に入れていくという形は違うのではないかと考えます。便利であれば人々は使っていくと思いますので、いかに便利なシステムを作るかということが大切で、例えばネットバンキングというのをイメージしてみますと、システムが存在していて、その中で全てのことが行われていて、例えば、利用者の側のコンピューターに何か保存されるところではなくて、データですとかフォームですとか、それがシステムの中にあります。マイページみたいなものがある、そこにいつでも自分のデータが保管されている。例えばそういうものを私は想像しています。利用に当たって、プルダウンのような使いやすい方法がとられたり、入力の方法の説明が付いていて、とても入力しやすくなっているというようなことであれば、むしろ今よりも簡単になるのではと考えております。

メールを使うとかPDF添付というのは、単に紙がデータの形になってインターネットの中を運ばれていくということであって、IT化ということとは異なるのではないかと私は考えております。いかに便利なシステムを作っていくかということが大切です。スマートフォンしか持っていないような人はスマートフォンの機種を来年替えるかもしれない、来月替えるかもしれないという中で、データをきちんと保存するという感覚がない場合もあります。特にIT弱者の場合はそのような心配があります。ですから、メール添付のやり取りというようなものは今回相応しくないと考えています。いかに信頼を置いたシステムを構築し、便利で使いやすく、弱者の方でも今より簡単だというぐらいになるか、ということを目指すべきで、そこも利用は義務ではなく、だんだんにみんながこれは便利だなと思って使っていくというものがよいと考えます。消費者の目線で、そういうものを目指していただきたいと考えております。初めてなので、全くまっさらな意見で失礼いたしました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第1読会ということで、いろいろな、正に多様な立場からそれぞれ御意見を頂いたかと思っておりますので、事務局で精査して次の部会資料の作成にいかしていただくものと思っております。

それでは、続きまして、今度は部会資料3ページの「2 事件記録の電子化」の部分についての議論に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。資料3ページの「2 事件記録の電子化」は、民事執行手続における申立て等及びその他裁判所に提出された書面を裁判所において電子化することについて御議論をお願いするものです。

本文①は、この点について民事訴訟記録の電子化に関する検討状況を踏まえ、民事執行の事件記録に関しても同様の規律とすること、本文②では、一方で民事執行手続の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきかどうか、また、仮に設ける場合には具体的にどのような例外に関する規律を定めることが規律の形としてあり得るかについて、それぞれ御議論を頂ければと考えたものでございます。

説明としては以上になります。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、やはり御質問でも御意見でも結構ですので、御自由にお出しただければと思います。

○今川委員 私は全面的に電子化すべきだという立場なのですが、4ページの上を書いてある、書面として残す、例えばのところなのですけれども、申立てが却下されたような場合は書面として残したら、電子化しなくてもいいのではないかと書いてあるのですが、これは随分前ですけれども、よく動産売買の先取特権の物上代位による行使というのがすごく問題になって、原審で却下、それから抗告して高等裁判所、そして最高裁へ行くという例があったわけです。今後はやはりIT化というのは、一審止まり、地方裁判所止まりではないのだろうというふうに考えますので、ここに書いてある、却下した場合について書面として残すというのは、そういうロードマップから考えて非常に問題があるのではないかと思うのと、やはり電子化しておく方が保存としても便利だと、このように思っております。もう一つの例は、そもそもこの括弧の中に書いてあるように、予測可能性というのは全くございませんので、そういう意味では反対だと、このように思っております。以上です。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○橋爪幹事 最高裁としては、大前提として、将来的には記録の全面電子化を目指すべきであると考えていることは、まず申し上げておきたいと思えます。

ただ、この問題は、先ほども御議論がありましたように、申立てがインターネットを用いてされるのか、若しくは紙媒体でされるのか、といった問題と不可分の関係にあるように思われます。申立ての義務化につきましても、先ほどいろいろな御意見がございましたが、当面義務化されない方々がいらっしゃるということを前提に考えた場合に、最高裁といたしましては、そういった方々であっても自らインターネットを用いた申立て等を進んで利用していただけるように、利用しやすいシステム作りなどの工夫に努めていきたいと考えております。

この関係で、先ほどシステムの中身についていろいろな御意見等があるのを拝聴いたしました。利用しやすいシステムを構築するという観点から、例えば、定型的な申立てがされることの多い事件類型については、今川委員のおっしゃったフォーム入力による申立てを可能にするというようなことは当然、検討すべきことなのであろうと考えております。ただ、このシステムというものが、法律案が実際に通った後になって、それを踏まえて要件定義を経て開発、構築していくものになりますので、現段階においてシステムの細かいことについてお尋ねいただいても、確たるお答えがなかなか難しいということは御理解いただきたいと思います。

その上で、そのような利用しやすいシステム作りに努めても、法改正後も紙媒体による申立て等が一定数行われるということになった場合に、それらをことごとく全て電子化すべきなのかどうかという問題を考える必要があると思っております。

民事訴訟の場面で原則として記録を電子化することになったのは、そのメリットとして、当事者が記録を持ち運ぶ必要がなくなること、電子化された記録により迅速な争点整理が可能となることなどが挙げられていたわけですが、民事執行の場面でこれらのメリットが当てはまる場合というのはそれほど多くないように思われます。そうしますと、

紙媒体による申立て等がされた場合に、電子化のための一定のコストを掛けてそれらを必ず電子化しなければいけないという法律上の定めを置くことにはどういうメリットがあるのか、その点から議論を始めていただく必要があるのではないかと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 今回の論点につきましては、商事法務研究会のときからずっと議論になっていたところでございます。私は常々、全件電子化が相当であると意見を述べてまいりましたが、最高裁が従前御主張される内容についても全く理解していないというわけではありません。その関連で、先ほどの申立ての義務化の議論とセットで考えるべきではないかと考えるに至っております。民事訴訟のように当事者が書面のやり取りを繰り返すという手続ではなく、1回限りの定型的な申立てを行うという場面においては、民訴のIT化の議論とは改めて別に考えるべきではないかと思います。

それから、実際に当事者本人が書面で申立てをする場合にどうしているかという点、裁判所に行って裁判所書記官に指導を仰ぎながら申立書を作っています。これは、破産の場合も同じです。自分で申立書を作って、それを裁判所に送付し、それで申立てが完結するということができるのであれば、それはIT化の手続、電子申立て等ができると思うわけでございます。本人申立てにおいて、例えば裁判所の電磁的な機器を利用して打ち込むとか、そういう方式で電子化を行っていくということは、手続上十分可能なのではないかと思います。

そういうことが可能であれば、先ほど最高裁の方がおっしゃった危惧されるような問題は減殺されて、実際に紙で行われる事案というのは極めて少数になると思います。また、民事執行、破産等につきましては、最終的に配当を行うことを前提とする手続ですので、電子データと紙媒体との混在が手続的に渋滞を招くという問題があります。ここは民事訴訟とは大きく違うところだと思っております。この全件電子化の問題につきましては、その方向で議論するために、申立ての際の電子化の問題をどう捉えるかということとセットで考えていかなければならないと思います。従前は対立した意見を申し上げておりましたが、結論としては、紙による記録を減らして全件電子化を達成するにはどうすればよいかという観点から意見を申し上げたところでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。今いろいろ御意見を伺って、難しい問題だと思いましたが、幾つか前提として教えていただきたい情報と申しますか、確認したいところがございますので、質問ということになるかと思っておりますけれども、この電子化の例外を考える候補として挙げられているケースのうち2番目のケースは、これは民事訴訟には対応するものが余りないものであろうかと思っておりますけれども、最初の申立てが却下された場合ということについては、訴訟ですと訴状が却下されるような場合というのがこれと似たところがあるかと思っておりますけれども、私の理解では、訴状却下命令となった場合に、その記録の電子化を要しないという例外規定が予定されているということではなかったのではないかと思います。少しそこをまず確認したいということが1点です。

もし仮に訴訟の場合にそうだということには、訴訟の場合とは異なって民事執行の場合

には、例えば却下されたケースについて電子化を要しないとすれば、そのような例外ということが考えられるのかと思われかもしれませんが、どのような説明が可能なのか。一つには、訴状却下というのは件数としてはかなり限定的なものであって、それに対してこの民事執行の申立ての却下というのが相当多数に上る、あるいはこの差押えをする財産が存在しないというケースが相当多数に上るといようなことで、裁判所における電子化の負担が著しく大きいといようなことだとすると、そのことを踏まえて考える必要があるのかと思われかもしれませんが、その辺りの統計等について、私自身で調査をすればいい問題かもしれませんが、もし可能な情報提供などがあれば、今回か、あるいはこの次のときまでに頂けるとよいのではないかと感じました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。第1点は、事務当局の方から御説明いただけますか。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。今御質問いただきました点につきまして、1点目、民事訴訟の場合には、訴状却下の場合にはそういった例外規定はなかったのではないかと御質問でございます。この点は事務当局でも同様の認識でございます。ここで執行の場合で特に御議論いただきたい例として挙げておりますのは、事務当局として、それとの違いがあるかどうかということ何か明確に打ち出そうというところではございませんで、従前議論が挙がっていたところとして例を挙げたものでございました。

それから、2点目の、執行の場合には却下だったりするケースが多数であるから挙げたのかという点については、事務当局では現在、数字を把握しているものではございませんので、少しこちらでも調べられるものがあるかは確認をしてみたいと思っております。

○山本（和）部会長 そうですね、2点目は、この例外を認める必要があるのではないかという意見を、もちろん委員、幹事といっても、裁判所の方から何か今の垣内幹事の第2点の点についてコメントなりクラリファイしていただくところがあればと思っております。

○金地委員 大阪地裁の金地でございます。執行申立ての却下については、手元に統計があるわけではございませんので、明確なことは申し上げられませんが、実際に取り扱っている感覚としては、それほど多いわけではございません。次に、差押財産が不存在であったりするような場合、いわゆる空振りといわれるもの、これが本当に空振りなのかどうかという問題はあるにしても、空振りといわれるものについては事実上そこそこあるのではないかと思っています。本当に空振りになる場合というのもありますし、預金の差押えなどで非常に金額が僅少な場合などについてはそのまま放置されてしまって、それだからこそ令和元年の改正法でその辺りの手当てをしていただいているというところがありますので、この辺りの件数としてはかなり多いと認識しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ということで、垣内幹事。

○垣内幹事 どうもありがとうございます。今御教示いただいたことも踏まえて考えていきたいと思っております。また、先ほど、これは小畑委員でしたか、御発言がありましたけれども、実際に制度が導入された後に、義務化の範囲がどうであって、結果としてオンラインでの申立てとなるのがどの程度なのかといったことの予測にも関わる問題かと思っておりますので、両者は関連した問題であるというのは御指摘のとおりかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、この事件記録の電子化の点で御意見、御質問等はいかがでしょうか。

○青木幹事 青木です。ありがとうございます。電子化について、電子化をしない場合として検討されているものの後ろの方で、いわゆる空振りのケースについて、個別に挙げられている例について意見を申し上げても余り意味がないとは承知はしているのですが、これは財産開示の手続との関係で、すなわち執行不奏功等の要件との関係で何か意味を持ち得るのではないかと、民事執行法197条1項1号の方には当たらないとしても、2号の資料にはなり得る場合があるのではないかと思います。そのように考えると、電子化する意味がないということもないのかなという気もいたしました。ほかの手続との関係で、電子化されていた方が都合がよいということもあるのかなと思った次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。また当局においても検討させていただきたいと思っております。先ほどからありました義務化と関連付けるべきだという御意見があり、恐らく義務化と関連付けるべきではないという御意見もいろいろあると思いますが、恐らく最終的に電子化するに当たって段階的にやるのかどうかという視点もあろうかと思いますし、仮に段階的にする場合にはどういったものを優先するかという御議論もあるのかなと思っています。そういう意味で、今日の御議論で、そういったいろいろな視点があると思しますので、今の部会資料では却下の事例、これは要するにそのまま、何と申しますか、門前払いではないですが、蹴ったときには、その先はいいのではないかと申す、それぐらいのことですが、そういった事件以外にも典型的にこういった事件を優先すべきではないかとか、そういった御意見があると思しますので、もちろん全面的な電子化の御意見を頂いていることも承知していますが、もし何かそういった点も御指摘いただければ、我々の方としても助かりますので、よろしく願いいたします。全体の流れについては、また今後の御議論だと思っておりますが、仮に過渡期的なものにするかについては、もし皆さんの御意見を頂ければ、もちろん次回以降で結構でございます、また御意見いただきたいと思っております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。今御指摘の点、何か今の時点でもし御発言あればと思いますが、よろしいですか。次回以降で、それでは、また御議論を続けていただくと申すということにしたいと思います。

それでは、続きまして、部会資料4ページ、「3 裁判書、調書等の電子化」、この部分について、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。4ページの「3 裁判書、調書等の電子化」は、民事訴訟手続のIT化の検討において判決や調書が電磁的記録により作成するものとされたことを踏まえ、民事執行手続において裁判官が作成する裁判書や、裁判所書記官が作成する調書、配当表といった記録を電磁的記録によって作成するものとするにつき御議論をお願いするものです。

なお、先ほど議論いただきました2の事件記録の電子化において、仮に裁判所に書面でなされた申立て等について、例外的に何か一定のものを電子化しないケースを設けると申す、当該事件の裁判書や調書、配当表等については電磁的記録で作成することでよいか

など、一定の例外を設けるかどうかとも問題になると思われ、こうした点も含めて御議論いただければと考えております。

御説明は以上になります。

○山本（和） 部会長 ということ、先ほどの2とも関連する部分がありますが、裁判書、調書、この点について、これも御質問、御意見を御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

特段御意見がないことをどのように捉えればよいかということですが、基本的にはこの方向で特段の御異論がないというような感じでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。植松です。この論点につきましては、個人的には全て電子化すべきと考えています。裁判書ですとか調書というのは基本的に既に電磁的に作られているものだと思いますので、それについて例外を設ける必要というのは余りないのではないかと考えています。逆に、何か例外的に紙で作るべき場面というのがあるのかというのがよく分からなくて、もし何かこういう場面では電磁的記録ではない方がいいというような例外が具体的にありましたら、教えていただければと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。もしそういう例外、これがあるのだということをお発言の方があれば、また挙手を頂きたいと思いますが、取りあえず、今川委員、お願いいたします。

○今川委員 3のところに配当表というのが電子化するというところで記載されているのですが、現在の民事執行だと配当期日において配当表を提示するというのですか、そういうふうになっている場合に、この配当表が電子記録として訴訟記録になっていて、例えば、先ほどもありましたけれども、IT弱者の方に対してはどういう手当てを考えられるのかというのは少し疑問に思ひまして、質問をさせていただきます。

○山本（和） 部会長 それでは、質問ということですので、事務局から何かお答えいただけますか。

○脇村幹事 脇村です。3のところでは、いわゆる本来的なものについての電子化がメインの議論かと思ひまして、恐らく実際の現場あるいはそのやり取りの中で、それをコピーといいますか印刷した紙を用意するかとか、そういったことは実務的な問題として、また別途にあるのかとは思ひおきまして、そういった意味では、現時点ではそれ以上のことをこの部会資料で想定しているわけではございませんが、そういった御意見も頂きながら、法律の問題なのか運用の問題なのかは、また御議論いただければと思ひしております。

○今川委員 次の配当期日とも関係してくるようにも思ひるので、またそのときでも御質問したいと思ひます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 少し先走ってしまったかもしれません。配当期日について発言しようと思ひたのですが、後の方がよろしいでしょうか。

○山本（和） 部会長 配当期日固有の問題であれば、後の方が。

○山本（克） 委員 では、後で。

○山本（和） 部会長 分かりました。

ほかはいかがですか。

○杉山幹事 3のところですが、裁判官が作成するものと裁判所書記官が作成するものにつ

いて、電磁的記録を作成するということなのですが、3点セットの、執行官が作成する現況調査報告書といったものも、今は一応ネットで公開されているので、電磁的記録にはなっているのですけれども、紙をPDFにしたようなものもあるので、これも含めなくてもいいのかが少し気になったところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。この点、事務当局からコメントがありますか。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。執行官が作成する記録につきましても当然、IT化の検討の対象にはなろうかとは思っております。この資料ですと、9だったかと思いますが、後の方で執行官に申し立てる手続等についての項目がありますので、少しまた別の議論もあるのかと思って、そういう形にさせていただいたところでございます。

○杉山幹事 分かりました。

○山本（和） 部長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、今度は4、期日の問題ですね、「期日におけるウェブ会議等の利用」、この点について、まず事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。まず最初に、ここでウェブ会議、電話会議といった用語を使っておりますが、これについては、この部会の資料に関しては部会資料の1の方の3ページに（前注）というので定義を置いておりますので、それと同様の定義ということで前提でお考えいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

部会資料の内容ですが、部会資料2の4ページの「4 期日におけるウェブ会議等の利用」でございますが、まず、本文（1）の口頭弁論の期日は、民事執行手続において口頭弁論を開く際には民事訴訟手続のIT化において導入されることが予定されているウェブ会議による口頭弁論の規律を導入することとするものでございます。

本文の（2）及び（3）が審尋の期日に関するものでございまして、民事訴訟法IT化関係等の改正に関する要綱においては、民事訴訟法87条2項の争点整理としての審尋の期日については基本的に電話会議の利用が可能とされた一方で、同法187条の参考人等の審尋については、簡易な証拠調べとしての性質を有するということから、ウェブ会議の利用は可能としつつ、電話会議が可能なのは当事者双方に異議がないときのみとされておりました。本文の（2）及び（3）は、民事執行手続における審尋の期日についても、その性質に応じて同様の規律を導入するという点について御議論をお願いするものです。

本文の（4）は、売却決定期日にウェブ会議、電話会議を導入することについてでございます。ウェブ会議、電話会議による期日における手続への参加としては、売却決定期日については当事者である申立債権者及び債務者のほか、民事執行法70条により利害関係を有する者が意見を陳述することが考えられるところでございますが、これらの者の手続参加についてもウェブ会議、電話会議によって可能とすることについて、本文では隅付き括弧で記載をしております。また、ウェブ会議、電話会議により期日を実施することを裁判所が決定する際に、当事者などの意見を聴くことを必要とする規律を設けるかどうかについても御議論いただければと思っておりますが、この点、（注）に記載をしております。

本文の（5）は、配当期日にウェブ会議、電話会議を導入することについてでございます。配当期日については民事執行法85条1項が規定する呼出しの対象となる者がウェブ

会議、電話会議によって期日における手続に参加できるものとする、また、これについてもウェブ会議、電話会議による期日を実施することを裁判所が決定する際に、当事者などの意見を聴くことを必要とする規律を設けるかどうかについても御議論いただければと考えております。

本文の（６）ですが、財産開示期日におけるウェブ会議の導入などについてでございます。本文のアは、開示義務者の陳述をウェブ会議によってできるものとする、ということについてですが、この陳述は現実に裁判所の面前で行うことに意義があるという考え方もあり得るかと思ひまして、本文では、やむを得ない事由があると認めるときはという限定的な要件を隅付き括弧の形で記載しております。この点に関しては、例えば証人尋問をウェブ会議によりできる場合の要件を参考にするなど、要件についてほかの議論もあり得るように思われまして、皆様にはここは御議論いただければと考えていたところでございました。本文のイは、申立人の財産開示期日への参加についてウェブ会議の利用を認めることにつき、御議論をお願いするものです。

また、以上のほかに、民事執行手続においては、民事執行規則に定めがあります入札期日や開札期日、競り売り期日といった期日についてもウェブ会議等の利用が考えられることから、資料では後の方に（後注）として、この点についても記載をしております。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

この点はかなり長いあれになっておりますので、議論が散漫にならないように一つずつやっていきたいと思ひます。そこで、まず（１）口頭弁論の期日の部分、これにつきまして御質問、御意見等をお出しいただければと思ひます。

いかがでしょうか。民事執行手続で口頭弁論を開催されるというのは、かなり実質上は希有な場合なのだろうと理解いたしますが、民事訴訟並びでの規律を設けるということですが、これは特段の御異論はない感じでしょうか。

それでは、また戻っていただいても結構ですが、続きまして、今度は（２）、それから（３）も同じですが、審尋期日の方の話です。（２）の口頭弁論的審尋というのでしょうか、この場合と、（３）の証拠調べとしての性質を有する審尋で規律を分けて、これもやはり基本的には民事訴訟並びの形での規律を設けるとというのが一応ここに掲げられているものになりますけれども、この部分について、この（２）、（３）いずれでも結構ですので、これも御質問あるいは御意見があればお出しを頂ければと思ひます。

○今川委員 民事執行で審尋といった場合に、こういう規定を設けたときに、これは証拠調べの審尋で、これは証拠調べでない審尋だという区別は簡単に付くものなのですか、そこが少し問題で、どういうふうにかんがえたらいいのか分からないのですけれども、余計ややこしくなるような気がして、例えば、もう全て（３）に、民事執行の審尋が全て証拠調べとしての性質を有するののかどうか知りませんが、仮にそうであれば（３）に統一してしまうとかというような考え方もあり得るのではないかと、このように思っております。まだ考え方はまとまっておりません。だから、実際の実務がどうなのかということ、質問を兼ねて手を挙げさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。実務に関する御質問ということで、もし裁判所の方で何か今の点についてコメントいただけることがあればと思ひますが。

- 金地委員** 恐らく（３）の方の審尋、証拠調べとしての審尋という前提で一般に考えられていると思います。これは教科書などの記載にも、争点整理という審尋と証拠調べとしての審尋とがあるけれども、民事執行の場合は証拠調べとしての審尋と考えてよかろうというような記載もございまして、我々の感覚としても、争点整理のための審尋を民事執行でやるというような感覚は余りございません。
- 今川委員** どうもありがとうございました。
- 山本（和）部会長** ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか、この（２）、（３）の点。
よろしいですかね。
- 垣内幹事** この期日の関係の全般に関わるところで一つ御質問なのですけれども、念のための前提の確認ということですが、ここで、ウェブ会議でありますとか、あるいは電話会議で手続を行うことができるといったことなのですけれども、仮に電話会議やウェブ会議で手続を行うという場合に、しかし、やはり裁判所の期日としては実施されていて、したがって、法廷その他、裁判所のしかるべき場所に裁判官は所在しており、そこにウェブ会議又は電話会議で参加するというのを考えており、したがって、この場合でも関係者が法廷で期日に参加したいと考えた場合にはその出頭は可能であるという前提で、ここでの御提案については検討すればよろしいということで間違いありませんでしょうか。
- 山本（和）部会長** それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。
- 大庭関係官** 事務当局の資料としましては、今、垣内幹事がおっしゃったような認識で作成をしておりました。
- 垣内幹事** 分かりました。それであれば、ウェブを強制するとか、電話の利用を強制するというのではないという前提で考えればいいということですね。ありがとうございます。
- 山本（和）部会長** ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上が総論的な、あるいは総則的な期日についてということですが、民事執行特有の個別の期日についてが（４）以下ですが、まず（４）の売却決定期日、これにつきまして御質問、御意見等、お出しを頂ければと思います。なお、後の方で売却決定期日をなくすという案も出ておりますけれども、これは当然、売却決定期日は残るということを前提として、どうかということかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
- 今川委員** ウェブ会議、電話会議を売却決定期日で行うといった場合は、これは規則の問題なのですけれども、公告でそういうことができるということも公告をし、かつ、特定の人にもこれを、債権者にも通知しなければならないと、現在の民訴法規則ではそうなっているのですけれども、そういうことも通知すると。しかし、それが全ての利害関係人が対象に、公告なんてなかなか見ないでしょうから、その点、どういう運用をされるのかということを少し疑問に思っ、御質問いたしました。
- 山本（和）部会長** 運用はなかなか今の段階ではと思いますが、事務当局は何か今の点、お考えのところはありますか。
- 脇村幹事** すみません、もしかしたら私、今川先生とイメージが違っているのかもしれないのですけれども、若しくは私が間違っているかもしれませんが、基本にこの個別の人について参加していくイメージでしたので、いわゆるバーチャル的なものは想定していませ

んでしたので、そういう意味では、この人が参加する、しないというのを事前に、例えばこの人はウェブで参加するのです、みたいなことの通知とかは、少なくとも案としては考えていなかったといえますか、逆に、先生がおっしゃっているのは、ウェブで参加しますか、みたいなことを事前に周知というか、一応聴いた上で、希望を募るとか、そういったことをイメージされているとかいうことですが、私たちも少しそこは考えていかないといけないのかもしれませんが、部会資料ではそこまで考えていませんでしたという、少し言い訳ですけども、すみません。

○山本（和）部会長 今川委員、いかがですか。

○今川委員 導入するかどうかについて、まだ意見は持っていないのです。仮に導入するとしても、広く使ってもらおうということになるのだったら、そういう公告とか個別通知で、そういうこともできますということですよ、そういうことを言っていないと、何か個別に言うのを待っているというのでは、制度を入れた趣旨というか、そういうものが活かされないのではないかと、現時点ではそのように思って質問させていただきました。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。正に民訴のように連続的にやる手続であれば、その場、その場で聴いたりとか、やりますかとかいうのを聴きやすいのに対して、恐らくこういうのは単発的に参加されることについての手当てをどうすべきかというお話かと思えます。恐らく、将来的に導入されればという前提ですけども、された場合には、ホームページ等とか、あるいは、そういうのが常識的になっていけばいちいち言わなくてもいいのかもしれませんが、そうではない場合には、親切といえますか、するかどうかということもあると思います。そういう意味で、制度周知等の在り方かもしれません。そういったことも含めながら、また考えていくべき問題かなと今、伺っていて、分かりました。少なくとも民訴法とは少し登場人物の出方が違うというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そこも含めて、運用かもしれませんが、考えていきたいと思えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

隅付き括弧も入っていますけれども、今の今川議員の御発言は、この隅付き括弧を外すといえますか、利害関係人もウェブ会議等で参加できることを前提にしての御発言であったようにも思いましたけれども、その点も含めて、あるいはこの（注）のところですね、当事者の意見を聴かなければいけないということにするかどうかということも含めて、もしこの段階で御意見あるいは御質問あれば承りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○長谷部委員 この当事者の意見を聴くというのは、いろいろなところで問題になっていますが、そもそも当事者の意見を聴く趣旨というのが私はよく理解できていないので、質問させてください。ここでのウェブ参加を認めるというのは、期日に実際に出頭することに加えてウェブ参加でもいいということなのだとしますと、それについて当事者の意見を聴くとすれば、実際の出頭しか認めるべきでない、ウェブ参加は許容しないという、そういう意見があるかどうかということなのだろうと思います。当事者がそういう意見を言うことについてどういう利益があるのか、利益として何を想定されているのか、つまり、当事者の意見を聴く趣旨について、あるいは、どういう意見があり得ると想定されてこういう（注）が付いているのかということをお伺いしたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。正にその点が恐らく問題なのだろうと思いますが、事務当局の方からございますか。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。ここで記載をしている、当事者の意見を聴くというのは、そもそもウェブ会議あるいは電話会議をその期日について利用するかどうかということについて意見を聴くということなのかと思っておりました。ウェブ会議等をその期日に利用するかどうかについて意見を聴くということと、先ほど今川先生の御発言にありました、実際にウェブ会議を利用するという事になった場合に、誰がその手続によって参加するのか、あるいはそれぞれの利害関係人について、ウェブ会議で参加する人と実際に出頭する人が違っていいのか、その意向の聴取は、運用かもしれないですが、どういうふうにしていくのかということは、もしかしたら別の段階かもしれないというふうに考えていたところでございます。

○山本（和）部会長 恐らく長谷部委員の今の御発言は、当事者がウェブ会議は嫌だと、利用させるべきではないという意見を仮に言うときに、その利益というのがどこにあるのかという御趣旨の御質問だったように思うのですけれども。

○脇村幹事 そういう意味で、まず抽象的な当事者のプレーヤーの主体について、そういう手続機会について意見を聴く、一般論として機会を保障するというのは一般的な考えなのかな、みたいなことは少し考えていました。もちろんそれについて、具体的にそこまでの利益ではないのではないかとということで外すということもあるでしょうし、やはり当事者権的な発想かもしれませんけれども、一般論として認めていいのではないかとことも考えられるかと思っていました。

ただ、本当にその利益があるのか、少なくとも売却決定期日でウェブ方式ということについて、ある意味、否定、拒否することまで認める利益があるのかどうかについては、また御議論かなと思いますし、そこについては恐らくいろいろ、その意見の言い方についてきちんと面前で見たいという抽象的な話かもしれませんし、いや、それぐらいだったらいいのではないかと御意見もあろうかと思えます。ここはそういう意味ではそれ以上のことは考えていませんが、是非御意見いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ということですが、長谷部委員の今の御発言は、そういうような利益は必ずしも認めなくてもいいのではないかと御趣旨の御発言だったですかね。

○長谷部委員 はい。むしろ隅付き括弧が付いている、利害関係人が対面でどうしても言いたいという人と、それからウェブでもいいという人がいるというのは、それはあり得るのだろうと思うのですけれども、当事者がウェブは駄目という利益がそれほどあるのかなとは思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今の点、あるいは別の点でも結構ですけれども、売却決定期日に関して。

○今川委員 今の（注）のところ、私も当事者の意見を聴かなくてもいいのかなと思ってたのです。民訴法はやはり弁論主義とか、当事者の立場があってやっているのに対し、果たして民事執行でそういう当事者の意見を聴かなければいけない場面があるのかなというふうに私も思っていて、現時点では少し消極的な考え方を持っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○河村委員 質問させてください。特にこの項で、という意味ではないのですけれども、同時に通話をすることができる方法によってという書き方があるのですけれども、通話ですからあれですけれども、ウェブなんかの場合でも、できるかどうかということは事前に確認されるということでしょうか。それと、(注)のところにある、決定する際に意見を聴かなければならないというのは、関係しているようなしていないような、よく分かっていないのですけれども、できる方法ではなかった場合は、その人は次回に行けばいいというだけのことなのかというのが一つの質問です。

もう一つは、これは本当に一般的な質問なのですが、ウェブ会議、電話会議を利用する場合に、その利用した人の固有の通信の問題によってある部分が聞き取れなかったとか、ここのところには何か雑音が入ったとか、そういうトラブルが起きたときの、ではもう一度、今日のやりとりをやり直しましょうとか、そういう何か通信障害みたいなものに関するルールというのは決められているのでしょうか。その二つが質問です。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。それでは、2点、事務局の方からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 恐らく運用としては、最初にきちんと通信の確認をさせていただくことは、そこは変わらないだろうと思います。そういう意味では、ここで書いた意見というのは、それとは別に、そもそもウェブを使わせること自体の意見を聴くかどうかということかということか、それを思っています、それと別に当然、当日、恐らくその現実に出頭した人がいる場合には、その出頭している目の前で書記官が、聞こえますかみたいな、今日みたいなことをやると思うのですけれども、そういったことをやるのかと思います。

また、通信障害が起こったケースにつきましては、これは民事訴訟法のときにも話題になったことかと思っています。結論的には、もう通信障害が起こって認識できない状況になった、つまり、できなかったというケースについては、もうそれは参加していなかったことと扱わざるを得ないのだろうと思いますので、それについては、それが参加する権利を保障する観点でもう1回やるということもあるでしょうし、それは当日の通信障害の程度にもよってくるのだと思いますが、通信していないからといって、もうそれで参加して、それも聞いていたでしょうということには多分ならないという前提だと私は理解していたのですが、もし違ったら教えてください。すみません。

○山本(和)部会長 河村委員、いかがでしょうか。

○河村委員 私ですか。すみません、通信障害というのはすごく様々なケースがあると思うので、ある一人の人の、その人の側の問題であったりとか、ホスト側の問題であったりとか、いろいろあると思うので、参加していないことになるというだけでいいのかなというのは、にわかにはよく理解できませんでしたので何かルールがあるのかなと思って伺ったところでございます。こう在るべきというよりは、何か決めておかなくてよいのだろうかという質問でございました。

○山本(和)部会長 分かりました。民事訴訟にもある問題かもしれませんが、今の御指摘を踏まえてまた考えていただきたいと思いますが、ほかにかがででしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。青木です。先ほど長谷部委員が御指摘いただいた、当事者の意見を聴く必要があるのかという点について、聴く必要があるということを上

げるつもりではないのですけれども、そもそも当事者というのが誰かというのが、少し私が把握できていないところもあります。例えば、売却決定期日で最高価買受申出人が暴力団員かどうかということが何か問題になりそうだなというようなことがあって、そこで議論される内容については高い秘匿性が求められるというような場合には、音声の送受信による方法はやめてほしいというような意見を言うということはあるのかなと思いました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○植松幹事 ありがとうございます。今のこの（注）の関係なのですけれども、後で出てきます財産開示期日の場合には、債権者として、債務者に実際に裁判所に出頭してもらい裁判官の面前できちんと話してもらいたいという希望があったり、あるいは、期日に来ていただいて期日外に和解の話をするというようなこともあるようですので、そういう意味で当事者の意見を聴く意味というのがきつとあるのだらうと思うのですけれども、売却決定期日ですとか配当期日に関しては、私自身、そこまでのそういう要望や必要性がある場面というのは余り思い付きません。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。今の青木幹事の御発言の内容からすると、むしろ期日をやめるべきだという方向に行くのではないかという気がしまして、後の方で出てくる売却期日を経ない売却ですか、5の（1）、そちらの方に行くべき話で、少しコンテクストが違ふような感じがしました。それと、今、青木幹事もちらっとおっしゃったのですけれども、当事者とは何なのかというのが明確でない。この場合、最高価買受人というのが当事者なのでしょうか、どうなのでしょうか。執行当事者は債権者、債務者はそうなのかもしれないのですけれども、それ以外にも当事者として考えているのかどうかというのも、この意見を聴くというところ、あるいは（4）の①の当事者というのは一体何なのか、この辺りについては事務局はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○山本（和） 部会長 それでは、事務局からこの点、お答えをお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。資料を作成したところでは、執行事件当事者の申立債権者及び債務者を当事者という形で想定をしておりました。これ以外の一定の者についても、それは当事者的な立場の取扱いを認めるべきではないのかという御意見がありましたら、そこも含めて御議論いただければと思っております。

○山本（和） 部会長 ということですが、山本克己さん、いかがですか。

○山本（克） 委員 きっちりとは言えないのですけれども、最高価買受人は入れないとまずいのかなという感じもしなくはないのですけれども。隅括弧をどうするかという問題とは別に、必要的にここに来てもらうべき人というものを考えるべきかどうかということは、本来現行法でも問題になることなのですから、改めて詰めておいた方がいいような気がします。私は今、思い付きで考えましたので、厳密にどういう人を当事者と横並びにすべきかというところまでは定見を持っておりませんので、この程度で御容赦ください。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。それでは、その点は更に事務局に考えてもらいましょう。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大分時間が経ちまして、少し中途半端なところではあるのですが、まだこの

項目全部はなかなか終われないと思いますので、少しここで休憩にしたいと思います。恐縮ですが、15分程度でお願いできればと思いますので、少し短くて申し訳ありませんが、3時35分に再開ということにさせていただければと思います。

それでは、休憩いたします。

(休 憩)

○山本（和）部会長 それでは、35分になりましたので、審議を再開したいと思います。

再開に当たりまして、最初、間に合わなかった富田委員が御参加になられたというお話ですので、富田委員から簡単に自己紹介をお願いしますでしょうか。

(委員の自己紹介につき省略)

○山本（和）部会長 よろしくお願いたします。

それでは、審議を再開したいと思います。

続きまして、資料5ページの(5)配当期日です。売却決定期日と似たような問題があるのかもしれませんが、この点につきまして御質問、御意見をお出しただければと思います。

○山本（克）委員 先ほど先走って言おうとしたところですが、配当期日の実施というのがどういうふうなことをやっているのか余りよく知らない人間の妄言かもしれないのですが、私はもう配当期日についてはやめてしまって、5の(2)の方でいいのではないかと、ですから、この4の(5)というのは議論自体余り要らんのではないかという印象を思っております。ただ、整理の仕方として、配当期日を経ない配当という言い方には私は抵抗を感じて、結局これは倒産手続における書面調査と期日調査に割と近いところがあると思うので、期日に代わるものとしてそういう期間設定があるのだという整理の仕方の方が、私はほかの手続との対比がうまくできて、いいような気がしておりますが、ともあれこれは余り議論する必要を感じないというのが私の意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そうですね、この議論の順番をどうすべきだったのかということですが、ここは先ほど申し上げたとおり、一応、配当期日を残すとして、そのウェブ化をどうするのかという問題設定になっておりますので、そもそもやめてしまえということであれば論じる必要はないというのは御指摘のとおりかと思いますが、今川委員、お願いたします。

○今川委員 配当表は電話会議のときに各配当債権者にどうやって見せるのですかね、というのが少し疑問で、配当期日において配当表を作成すると定めてあって、それが電話会議になってしまうということになると、どういうふうにそこをお考えなのかというのが質問です。ウェブだとウェブ上で見せるということは可能だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお考えをお願いします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。ここでいっております電話会議というのは、必ずしも電話会議システムを使うもの、今のいわゆる電話会議を使うものには限っておりませんで、映像がなしで音声だけの送受信で同時に通話することができる場合は電話会議という言葉をつまみこの資料では使っております。そのシステムをどうするかというところ

ろは、また別途検討だと思うのですが、例えば、あり得るとすると、やり取り自体は音声の送受信だけで、映像では相手の状態が認識できない状態だけれども、何かしらそのシステムで資料の共有みたいなことができるようなものがあり得るのだとすると、そういった提示もあり得るのかなというところも含めて、可能かどうかも含めてですが、あり得るかなと思って、電話会議も入れていたところでした。

○今川委員　そういう趣旨の電話会議でやるということであれば、一応配当表は見られるという前提だろうと思いますので、理解はいたしました。どうするかは少し検討いたします。

○山本（和）部会長　ありがとうございます。

ほかに御質問でも御意見でも、いかがでしょうか。

ここも、（注）の当事者の意見といった場合の当事者あるいはその当事者に準ずる者、誰が誰になるのかとかということとはまた問題になり得るのかもしれませんが、特段御意見はございませんか。

○杉山幹事　すみません、余り配当期日の実務のことをよく分からずにお伺いするのですが、確かに期日をなくしてもいいかなと思う一方で、一応、配当期日で配当の順位とか額について全ての債権者間に合意が成立する場合があるので、これがもし、実際に原案があって、それに基づいてその場で債権者間で意見を交わして合意を成立させるということが行われていて、そういうプロセスが重要であるのであれば、期日も必要なのではという気もします。もし廃止するのであれば、こういう合意をどうやって成立させていくのかという何らかの手当てが必要なのかなと思いました。

○山本（和）部会長　ありがとうございました。

そうですね、かなりの程度、そもそも残すかどうかという議論、5の（2）の議論にも入ってきているところかと思いますが、また5の（2）のところ、場合によっては裁判所等から実務の状況等について御報告を頂くかもしれませんが、取りあえずこの（5）の点は、ほかによろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、（6）財産開示期日の方に入りたいと思います。この財産開示期日、（6）の部分につきまして、これも御質問、御意見等を御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

○小澤委員　ありがとうございます。イの申立人のウェブ会議による参加についてなのですが、参加したいと考える申立人が参加することができる機会を確保するという観点から、申立人のウェブ会議の利用については制限はできるだけ少なくする方向で検討すべきではないかという意見を持っています。この点、部会資料でも、債務者のようにやむを得ない事情があると認めるときとの制限は設けていないという点にももちろん賛成ですけれども、ウェブ会議の利用そのものについては債務者の意見を聴くことが求められておりますが、申立人は、参加しても債務者に自由に質問ができるわけではなく、裁判所の許可が必要となっていますので、債務者の利益保護としては、この発言の際の裁判所の許可をもって足りるのではないかと考えております。

○山本（和）部会長　ありがとうございます。制限を少なくするという観点で、電話会議でもいいのではないかとということも資料の説明の中にはありますが、その点もそういう御見解で。

○小澤委員　はい。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○植松幹事 ありがとうございます。財産開示について、債務者のウェブ会議による陳述については、やむを得ない事由があると認めるときはとされており、この点についてはその説明文の中で、証人尋問等の要件等を参考に検討することが考えられるとあるのですけれども、民訴の証人尋問をウェブで行う場合の要件として、三つ定められているところ、一つ目は、心身の状態等というところで、三つ目は、当事者に異議がない場合ということが挙げられており、これらについては財産開示の場合でも当てはまるように思います。他方、二つ目の、圧迫を受けてその精神の平穏を著しく害されるおそれがあるときという点ですが、この財産開示期日ではある意味、申立人としては債務者に来てもらって、圧迫と言ったら言いすぎなのではあるけれども、プレッシャーを掛けたいところがあるものですから、この内容についてこのまま要件として定めるのは適切ではないのではないかとと思うところの一つです。

それから、二つ目が、債務者がウェブ会議で陳述することについて、その場合にはアの②で、財産開示期日において陳述したものとみなすとあるのですけれども、債務者は多分、出頭することも義務だろうと思ひまして、ウェブ会議で参加した場合に出頭したものとみなすという規律を設けなくてもいいのかなと思ひましたので、その点は御検討いただければと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。今の植松幹事の第1点の趣旨は、今のやむを得ない事由よりは、やはり具体的に書いた方がいいと、ただ、具体的に書く場合に、先ほどの民訴との違いを考えるべきであると、そういう趣旨の御意見と伺ってよろしいですか。

○植松幹事 そうですね、説明文に民訴を参考にすることが書いてありましたので、そのまま民訴の要件を持ってくるのではなくて、もう少し狭めるというのでしょうか、そういう方向で考えてほしいというところです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○橋爪幹事 イの申立人のウェブ会議による参加の方でございますけれども、財産開示期日に申立人が参加する場合、その申立人の質問内容といいますのは、開示義務者の回答を引き出すための契機にすぎないようなものかと思っております。そうしますと、先ほど民事執行における審尋が4の（2）なのか（3）なのかというような話がありましたけれども、申立人のこの参加といいますのは、証拠調べの一種というような意味合いはないのではないかと思います。そうしますと、民訴との平仄からいたしますと、電話会議での参加を認めるというのがバランスがいいのではないかと思います。仮にそういうふうになりましたら、電話会議での参加の余地も認めるということになりますと、先ほど河村委員から御指摘のあった、通信障害が起こったような場合についても、ウェブ会議から電話会議に切り替えて手続を進めるということが可能になるところです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 （後注）と書いてあるところなのですけれども、入札期日においてウェブ会議等による参加を認めるというのは、通常は入札期日というのは入札期日1回が決まっています、そこへ札を入れるわけだと思ひのですが、そこでウェブ会議等による参加を認ると

というのは具体的にどういうことを考えておられるかというのは、私も少し理解に苦しんでいまして、質問いたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務局の方からお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。（後注）のところですが、入札期日とか開札期日については、これは漠然とした書き方をしていますけれども、ウェブ会議を利用した場合に、どういった人がどういった手続への参加についてウェブや、あるいは音声、電話を利用できるのかということについても、あり得る方向性を少し御意見などを頂きながら考えようかと思っていたところでもございました。

○山本（和）部会長 そういうことで、だから、開札期日はあれですが、入札期日とか競り売り期日でウェブで参加を認めるということになると、ウェブで入札するかウェブで競りを入れる、そういうような感じが認められるかどうかという問題になってくるのかと思うのですが、今川委員、何かその点、御意見は。

○今川委員 競り売りは何となく分かるのですが、札を入れるという入札期日は少し、何か別の手当てをしないと問題があるのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、（後注）の点についても御発言がありました。この（後注）の点も、これは規則の問題といえば規則の問題なのですが、この場で御指摘いただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。財産開示期日、それから（後注）のようなほかの様々な期日ということも、もし御意見、御質問がこの段階であれば。

よろしいでしょうか。それでは、4の点はこの程度にさせていただきまして、引き続きまして、既に議論が出ているところもあるわけですが、「5 売却及び配当」について、売却決定期日を経ない売却、配当期日を経ない配当、この表現がこれでいいかどうかは先ほど御指摘がありましたが、この点に移りたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。資料9ページになります。「5 売却及び配当」ですが、（1）で売却決定期日を経ない売却という書き方をしていますが、これは、現行法では期日において利害関係を有する者が意見を述べることができるとされているところでもございますが、この意見を述べるための一定の期間を設定して、期日という形の手続を経ないで売却を可能とする仕組みを設けることについて御議論をお願いするといったものでございます。

（2）の配当期日を経ない配当という書き方をしておりますのは、例えばですけれども、執行裁判所の策定した配当の額の案のようなものを示した上で、債権者及び債務者が意見を述べたり、民事執行法89条1項の異議の申出をするための期間のようなものを設定して、配当期日という形での一日での期日という手続を経ないで配当を可能とするという仕組みを設けることについて御議論をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、（1）、（2）は特に分けませんので、どちらからでも結構ですので、やはり御質問、御意見、御自由にお出しを頂ければと思います。

○今川委員 売却決定期日について少しお聞きしたいのですけれども、期日を設けないというのですけれども、決定はするということになると、相当な方法で告知すればいいということになるのでしょうかけれども、そうすると、売却許可決定というのは執行抗告の対象になっていますから、起算日というのが執行抗告しようという人にどのように周知されるのか、つまり、執行抗告の期間が過ぎてしまうのではないかと、そういう懸念も持っているのですが、その点はいかがお考えなのでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○大庭関係官 大庭でございます。今川先生御指摘のとおりでして、売却決定期日で決定を言い渡すということにしているのが特則的な今、扱いでございますので、これを単純になくすと、告知で効力が発生することになります。そこを、例えば送達の仕組みを必要的にするのかとか、そういったところも問題になるかとは思っておりましたので、御議論いただければと思いますし、法律の規定としては告知にしておいて、実務としては送達が相当であるというような扱いになっているものもあるやに思いますので、そういったところでもいいのかどうかといったところも含めて御議論かなと思っていたところでございます。

○今川委員 やはり執行抗告、不変期間があるものですから、やはりきちんと画一的に分かるようなことにしていかないとまずいのではないかと、こういう意見を持っています。それは配当期日とは少し違うのではないかと、このように思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 私は先ほどの山本克己先生の御意見に全面的に賛成でございます。売却決定期日、配当期日も廃止していいのではないかとこの考え方です。IT化と期日の問題というのは、これだけに限らず、ここから先、ほかの法律でもいろいろ問題になってくると思うのですけれども、やはりIT化による国民全体の事務負担を和らげるという意味、これも大きいと思っております。実務的に形骸化している期日についてはIT化を契機に廃止するというのも積極的に検討すべきではないかと考えているところでございます。要するに、裁判所に出頭しない限りは何らの権利行使ができないというようなことは、IT化後には避けるべきではないかと考えているところでございます。

今、今川先生がおっしゃった点についても、例えば、破産手続等の書面による異議であれば異議期間満了後に査定申立ての期間が開始されますので、売却決定についても異議期間経過後から執行抗告期間が始まるとか、そういう規律にすることも十分できると思います。また、決定の告知とその異議期間については、IT化後は速やかに告知することは可能になると思います。是非ここは積極的に御議論いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。質問なのですけれども、期日を経ないというところに、元々は、意見を述べることを確保することを目的とするものであるが、とあるのですけれども、その代わりとして、意見を述べるための一定の期間を設定する、下のところも、意見や異議を述べるための一定の期間を設定するとなっているのですが、この代わりにする一定の期間に行うものというのは、これが全面デジタル化という意味にとることになるのでしょうか、教えてください。

○脇村幹事 ありがとうございます。私の理解では、恐らくこのITという議論で今されていることもあると思うのですけれども、恐らく今、廃止というか、期間を設けるべきだと

いう方の意見を前提にしても、あるいはこの部会資料にしても、例えば、通知を事前にするとか、あるいは、この日までに下さいということを経ずしもITしないといけないということを含意した上で廃止しようとか、そういった議論ではないのだろうと思っています。つまり、今、例えば売却決定期日なり、この日までに出席してくださいとか、この日にやりますみたいなことを紙でお伝えしたり、あるいは一定の連絡法、公告といいますか、手続をとっていると思いますが、それはITを使っていないわけですが、それを、期日という呼び方は別にして、この日までに意見を下さいということを経、例えば紙でもらっている人に紙で渡したり、あるいは今の民訴の議論を前提にすれば、届出した人には紙ではなくて電子で送ったり、そういった仕組みはあるのかもしれませんが、そういった代替というか、期日というのをやめるということは、そういうことをおっしゃっているのかなと思っています。そういう意味では全面的IT化という表現とは多分若干おっしゃっていることは、委員の人は違うのではないかと思います。そういう意味で、ITを使えない人に必ずITで連絡したりとか、そういったことを前提にした制度を作ろうという議論では、多分ないのかなと思いました。

○河村委員 私は、主に意見を述べる方法についてもお聞きしたかったのですが、それも両方という意味でよろしいわけですか。

○脇村幹事 恐らくその辺は、先ほど言った義務化の議論そのものの話かなと思っています。全面的義務化とおっしゃった人は、意見を述べることを電子でやるという御意見でしょうし、そうではないという方は両方ということを含んでおっしゃっているのかと思っています。

○河村委員 私は全くの素人ですので、期日を経ないということの意味と、これまで裁判所に意見を述べることを確保されていたというところ、一定の期間内に意見を届けろということによって、意見の位置付けとか取り上げられ方が変わるのであれば、IT化とか、期日を経るとか経ないとかという問題と、また違う議論なのかなと、この資料を読んで思ったものですから、その辺りの懸念でございます。

○山本（和）部会長 御指摘の点、誠にごもっともです。恐らく資料の考え方は、この意見、あるいは配当における異議の位置付けを変えるということではなくて、それを特定の期日に裁判所でやらなければいけないのか、あるいは一定の期間を設定して、その一定の期間内にやればいいのかという、その方法の問題で、それをまたITでやるのか紙等でやるのかというのは、先ほどの、どの程度それを義務化していくかというところで変わってくると、そういうようなところかなと思いますので、現状の意見を述べられる、あるいは異議を述べられる地位というのは、基本的にはそれは尊重されなければならないというところは動かないと、そういう前提かなとは私も理解はしているのですが、それが実質的にきちんと保障されなければならないというのが河村委員の御趣旨だったかと思いますが、それはそのとおりのかとは思いますが、よろしいでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。その通りです。どのように決まっていくのかがよく見えていないので、議論の推移を見守りたいと思います。

○山本（和）部会長 具体的な提案までには至っていないので。

○山本（克）委員 脇村さんがおっしゃっていただいたことの補足にすぎませんが、私も期日をなくすことと全面IT化は別のものだと考えていますので、御懸念は当たらないと思

います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 売却決定期日と配当期日をなくすかどうかという議論について、まず、実務的にはこれらの期日に出頭する方はほとんどいないとお聞きしています。また、売却の許可あるいは不許可に対して意見を陳述したい方はその期日に出席しないといけない、あるいは配当に関して異議を申し出たい場合は、そのために必ず期日に出席しないといけないわけですが、そのこと自体がとても大変だということをお聞きしておきまして、そういう意味では、売却許可あるいは不許可に対する意見陳述期間を設けて、きちんと確実に意見が言えるようにする方がよりよいのではないかと、配当に関しても、配当表をあらかじめきちんと検討し、異議申出期間内に異議があれば確実に申し出ることができるとした方がいいのではないかと私は思っております。従って、これらの期日はなくしても構わないのではないかと思うのですが、この期日をなくすという議論と、ウェブ会議等ができるようにするという議論は併存する制度として考えておられるのでしょうか。たとえば裁判所が、あるいは当事者の意見等を聴いて、どちらにするかを決めるといったことも考えておられるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○山本（和）部会長 それでは、原案の趣旨ということですので、事務局からお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。事務局として資料を作ったときの整理といたしましては、制度を併存させるということもあり得るのかなど。期日を経ないというか、そういった形、期間を設ける形での制度を新しく作りつつ、期日の仕組みと選択的にする、それを当事者の意見を聴いて決めるのかどうかといったところも御検討かと思ひますが、ことを想定しておりました。ただ、もちろん今の御意見の中で、そもそも期日を現状設けている仕組みの方をなくしてしまつて、期間の方に一本化した方がいいのではないかと、御意見の委員の方もいらっしゃるよう思ひましたので、それはそれで御意見いただければ、少し検討は、御議論いただければと思ひしております。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。確かにそうそういう一本化の御意見もあつたことと思ひますけれども。

本来、最初にあれだつたのかもしれませんが、先ほどこの売却決定期日と配当期日の実情のようなことを御紹介いただければということをお思ひしていて、少し失念をしていたのですが、もし裁判所の方でこの状況、実情について御紹介いただけるようなことがあれば、御発言いただければ有り難いかと思ひますけれども。

○金地委員 統計を取つているわけではないのですけれども、最近のところでは、売却決定期日に出たこられた方はここ数年で昨年1名おられました。ただ、その出たこられた方も、通知書の方に期日と書いてあつたので来まつたというだけで、何らかの行為をする目的で来られたわけでもないということだつたので、実際には出たこられる方はほぼ皆無と言つてよいのではないかとと思ひます。むしろ意見がある方は、代理人弁護士などであれば、事前に書面を出される方が多いと思ひます。配当期日の関係では、少なくとも令和3年については3件、配当期日に債権者等が出頭されてこられた事例がございました。全て配当異議の申出のために出頭しておられまして、それ以外の理由で特に期日に出頭したいと言つて出たこられる方はおりませんでした。

- 山本（和）部会長 ありがとうございます。そのような実情であるということも前提に御議論、御審議を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 青木幹事 ありがとうございます。青木です。実務の実情について今、教えていただいたのですが、配当表の作成過程のところはまだ私はよく分かっていないから、的外れの発言になってしまうかもしれませんが、この配当期日について、債権者から意見を聴いて、意見を聴いた上で配当表あるいは配当表の原案を変更するということはないのでしょうか。変更した場合に、その後の手続が、この配当期日がないという場合に、どうなるのかという点について疑問に思ったということでございます。質問のような形になってしまいましたが、以上でございます。
- 山本（和）部会長 そうすると、それも実情、変更する場合が実際にあるのかということですかね。金地委員、お願いいたします。
- 金地委員 少なくとも私自身の経験では、当事者からの意見で配当表を変更したということとはございませんが、理論的にはあるのだらうと思います。ただ、一定の期間を設けて意見を言っていただくということでも対応できるのではないかとはいえます。
- 青木幹事 ありがとうございます。その上で、仮に変更するということがあったとすれば、理論上はあり得ると思うので、もう1回意見を聴く機会を設けるということになるのか、変更すればそれが不利益になる債権者もいるかと思うので、その辺りがどうなるのかなということも、もし事務局の方から教えていただければと思います。
- 山本（和）部会長 それでは、事務局から、もう一度、何というか、変更した配当表についての意見を言う、異議とかを言う機会を設ける必要があるのではないかという御指摘だったかと思いますが。
- 大庭関係官 関係官の大庭でございます。ありがとうございます。御指摘いただいたところは、確かにもう一度、意見を聴かないといけないかなと思っています。いますというか、今お伺いして、そうかなと思ったところでございます。期間を設ける形での、例えば配当について、実際にこの仕組みを導入するとした場合に、どういう立て付けにするのがふさわしいのかといったところは、これから詰めないといけないかなと思っているところでございます。
- 山本（克）委員 今の点ですけれども、配当表に本来記載されるべきだと主張する者が回答表に記載されていなかった場合については、執行異議ができると考えられており、その執行異議に応じて裁判所が配当表を変更した場合には、やはり配当期日はもう一度やり直さなければいけないと従来考えてきたのだと思いますので、仮に期間の設定に変えたとしても、やはり期間設定をやり直すということになるのが筋だと思います。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
それでは、ほかにいかがでしょうか。
- 植松幹事 ありがとうございます。植松です。配当期日については一応、法律上その出頭した債権者とか債務者の審尋をすることができるということで定められていると思うのですが、これが期間という形になった場合に、裁判所が直接当事者から話を聴きたいと考えた場合にはどういう扱いになるのかというのを教えていただければと思います。
- 山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いいたします。
- 大庭関係官 関係官の大庭でございます。今御指摘いただいた審尋のところは、裁判所が

することができるという規定になっていたかと思っております、期間を設ける仕組みにした場合に、執行裁判所が必要があると認めれば、それは審尋の期日を指定するなりして、することは当然可能であろうとは思っていたところでございます。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この5の部分、これはまだ今の段階では抽象的に、こういう仕組みを設けることについてどうかというような御提案になっておりますけれども、これに賛成する御意見が出されたかと思しますので、事務当局においては更に具体的な、では手続はどうなるのだというところ、それがフィージビリティがあるのかということも含めて、更に検討を頂ければと思います。

それでは、続きまして、資料9ページの「6 記録の閲覧」の部分に入りたいと思います。まず、これも事務当局から部会資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。9ページの「6 記録の閲覧」は、民事執行手続において、電子化した事件記録をインターネットを利用して閲覧等を行うことができるようにするものとするなどについて御議論をお願いするものです。

民事執行手続においては現行法上、利害関係を有する者が事件記録の閲覧等の請求をすることができるかとされております。資料では本文において、この閲覧等の主体については規律を維持しつつ、その閲覧等を最高裁判所規則において定める方法により可能とするといったことを検討するものです。

最高裁判所規則に委任するとして、（注1）のところに記載しておりますが、①で、利害関係を有する者についてインターネットを利用した閲覧等の請求を認めること、②では、申立債権者及び債務者についてはいつでも事件の係属中にインターネットを利用して閲覧若しくは複写をすることができるものとするなどについて検討することを記載しております。

そのほか、（注2）でございますが、例えば（注1）の②の規律に関し、当事者以外の一定の者について当事者と同等に扱うべき者がいるのかについて御議論をお願いするものです。

御説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この閲覧の点について、これも御自由に御質問、御意見、お出しを頂ければと思います。

○笠井委員 ありがとうございます。私は、参考資料2の研究会のときも申し上げてまいして、研究会でもそういう意見があった旨は書いてあるのですが、私はやはり民事訴訟の場合と同じように当事者、ここでは申立債権者と債務者を意味するものですが、この（注1）の②ですね、いつでも閲覧というのができていいのではないかと考えております。もちろん債務者は一定の時期以降とかいった話になるだろうと思っております。むしろ民事訴訟と違う規律をすべきだということであれば、そういう説明が要るのかなと思ひまして、私は今のところそういう説明が思い付いておりませんので、そういったことについてもまた御教示いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 また基本的な質問で恐縮なのですけれども、こういうところという電子化した事件記録というのは、入力時にデータ入力したというものに限って電子化と呼んでいるのですか。別に書面でもスキャンしてデータ化することは可能だから、元が何であれ全て最終的に電子化するとして、閲覧することが可能になるものにはできると思うのですけれども、ここでいっている電子化した記録というのは何を指しているのでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○大庭関係官 大庭でございます。ここでいっている電子化した事件記録というのは、当事者の方がデータの形でオンラインで申立て等をしたものはもちろん、書面で申し立てたものを、さきに2のところでも議論いただきました事件記録の電子化のところですが、書面が出てきたものを裁判所が電子化したものも、電子化した事件記録としてこの対象になると考えております。

○河村委員 ということは、全てと理解してよろしいわけですか。

○山本（和）部会長 ただ、先ほどのように事件記録の電子化については例外を設けるという御意見もあるので、例外になったものは紙が記録になりますので、紙の記録ということになろうかと思えます。

○河村委員 閲覧も、それしかできないということになるという意味ですか。

○山本（和）部会長 少なくともオンラインでの閲覧というのは考えられないということになろうかと思えます。

○河村委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 また毎回質問ばかりで恐縮なのですけれども、この記録の閲覧について、特に当事者的な地位、申立債権者、債務者の取扱いをどうするかということを考えるに当たりまして、仮に民訴のように当事者は別扱いということにしないと、全て利害関係者として請求ができるという立付けにした場合の具体的な取扱いがどうなるのかということですが、これは民事訴訟法の方の運用にも関わる問題かと思えますけれども、請求というのは裁判所の執務時間内に行って、ということであれば受け付けてもらえないということになるのか、それとも時間外でも対応が可能なような体制になるのかですとか、一旦閲覧ができる、これはどのような形でできるようになるのかというと、そのための何かIDとかパスワードとかいったものが付与されるということなのか、一旦付与されると、いつでもとは言わないまでも、恐らくそういったものが何らか通知されると、裁判所に物理的に行って閲覧するときは、正にその時、その場で閲覧をするということになるわけですが、電子的に裁判所外で閲覧ということですから、一定の時間は与えられて、その間は閲覧ができるという形になるのではないかと思うのですけれども、それがどの程度の期間になるのかとかいったところによって、大分その実際の運用のイメージと申しますか、この規律の意味というものが変わってくるように思われます。これはまだ現在検討中ということなのかもしれませんけれども、もし何かその辺りについて実際どうなるのかということでも現時点で分かる情報があれば、それについて少し御教示を頂けると有り難いと感じ

たところ です。 よろしく お願い します。

○山本（和）部会長 難しいかもしれませんが、事務当局あるいは裁判所、脇村さんから。

○脇村幹事 そういう意味では、私も民訴の議論を下敷きに話をしているので、もしかしたらとんちんかんなことを言っているかもしれませんがけれども、元々最初に規則委任にしている関係で、どう作るかという問題はありますが、民訴の場合には、訴状で原告と被告が確定的に決まりますので、そうやって決まった人については恐らくログインするためのパスワード等を付与されて、そのまましていくということで、恐らく24時間できるという方法で議論されていたのだと認識しています。

これを同じように民事執行に当てはめると、恐らく申立人は確実に形式的に決まりますし、債務者も一応形式的に決まるということだろうと思いますが、一方で申立人でない債権者についても、一旦届出をした以上は形式的に決まるのだという考え方もあれば、やはり利害関係人として扱うべきで、それはその都度決めるべきだという意見、両方あるのかと思います。そこについては、民事執行のケースは正に形式的当事者概念で貫けないところが一つ特徴的なところなのかもしれませんが、御議論としてあると思いますし、そういう意味で、研究会等の議論でも、やはり債権者であることを一応その都度確認すべきだという意見だとすると、恐らく物理的に、一回付与したからいいのですということにはならないということなのだろうと思いますので、それは恐らく、正に御議論かなと思っております、この部会資料も、一旦決めた人をどうしますかねということが一つ、テーマかなとは思っております。

○垣内幹事 私がお伺いしたかった点としましては、この9ページのゴシックの記述でいきますと、例えば、申立債権者とか執行債務者であってもその都度、利害関係者として閲覧等の請求をするということになるのではないかと思いますので、その場合に、いつでもという規律とどの程度実際に違いが出てくるのかというところで、利害関係人として閲覧を請求するといった場合のシステムの運用の実際がどうなるのか、これは民事訴訟手続でもこれに準ずる規律が利害関係人についてはあると思いますので、その検討状況等についてもしお分かりになればと、そういう御趣旨でお尋ねしたところですけども。

○山本（和）部会長 それでは、もし最高裁の方から御説明いただけることがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○橋爪幹事 垣内先生の問題意識を正しく把握できているか定かでないのですけれども、脇村参事官の説明のとおり、当事者であれば、形式的には請求であったとしても、それはシステムで処理して、24時間直ちに閲覧とか複写等ができるようなシステムが必要なのであろうと。他方において、利害関係を有する者の請求であれば、それが本当に利害関係を有する方であるのかどうかということの審査のようなものが必要でありますので、請求をシステムで受理した上で、改めて何か裁判所、書記官の方で判断するまでは閲覧等ができないと、そういうような仕組みのシステムが求められているのだと理解はしておったのですが、それでお答えになっていますでしょうか。

○垣内幹事 請求すると、どの程度審査に時間が掛かるのかとか、その請求の受付時間はどのようになっているのかとか、認められた場合にどのくらいのタイムスパンで認められるのかといったようなところが、これはまた今後ということでしょうか。

○橋爪幹事 すみません、今のような点であれば、正に検討中のことになります。

○垣内幹事 承知いたしました。どうもありがとうございます。

○山本（和）部会長 どういうふうにするか検討するについては、今の点は確かに情報として知りたいところかと思いますが、民訴の方の検討状況も今後進んでいくということかと思いますが、また次の機会にでも何か分かることがあれば、情報提供をお願いしたいと思います。

○富田委員 ありがとうございます。この記録の閲覧の件について1点、教えていただければと思います。

この前の事件の記録の電子化の議論を遅参してお伺いしていないので、見間違いのことを言っていたら恐縮なのですが、電子化に当たっては、一部電子化せずに紙のものの取扱いが例外的にあると言われたときに、記録を閲覧するという観点で見た際、事件の一連の記録の中に電子化されていないものがある、それは書面になっているというのは、この記録の閲覧のところで確認できるようになるのでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務局の方からお答えいただけますか。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。富田委員が今おっしゃったとおりで、一つの事件の中に、一連の事件の記録の中に紙のもの、非電磁的なものと電子化されたものが交じっているというケースがあるという場合はあるのかなとは思っておりまして、その場合に、閲覧はその紙の部分については裁判所に来ないと物理的にできないので、できませんと、電子化したところについてはオンラインでできますよということにすることを想定しております。今の御質問は、例えばオンラインで閲覧を請求したときに、請求されたものの中に、これは電磁的な記録でないものが同じ事件の記録中に入っていますということが分かるかどうかという、すみません、そこは運用のところかなとは思うのですけれども。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく民事訴訟の方ですと通常、証拠調べの結果などは調書で証拠目録ということであり、そうすると、何かそこに記載があって、電子でなければ大体分かるということだったのかもしれませんが。そういう意味で民事執行のケースは少しそういった状況とは違うのだらうと思いますので、正に富田委員が御指摘いただいた点を踏まえながら、我々としても、そもそもその例外をどこまで認めるかどうかにも関わってくると思いますか、ごく例外なのか、そうでないのか、あるいは事件類型ごとで分けていくのかも含めて、少し整理はしていけないかと思っております。その点は正に民訴と民事執行で記録の作り方が違うかもしれませんので、そこを意識しながら少し私たちが検討していきたいと思っております。

○富田委員 ありがとうございます。閲覧する側からすると、電子的にどんな書類があるのか請求したり、何があるのかというのが見える中で、自分が請求して直接電子的に見られるものと、行かなければ見られないものやはり区別が分らないと、何がそこにある何が記録されているのかというのをまた一からアクセスし直すということになってしまうので、IT化そのものの趣旨として、できるだけよりよいものにした方がいいのではないかとといった観点からの意見です。御検討いただけるということなので、よろしくお願ひしたいと存じます。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。御指摘ごもっともかと思っておりますので、更に御検討いただければと思います。

○小畑委員 (注2)に関するところなのですけれども、執行、倒産における債権者の位置付けですね、これはもうほぼ当事者に近い位置付けにあるのだらうと思います。ですので、特に情報提供という観点から見ても、債権者に関してはできるだけその閲覧対象の障害を低くするべきだと考えているところです。当事者に対していつでも閲覧を認めるということであれば、債権者に対しても認めるという方向で議論がなされるべきだらうとは思いますが、ただ、その人が債権者であるかどうかというところの認定はやはり必要であらうと考えます。特に破産事件の場合であれば、その届出調査が完了するまで、厳密に言えば債権者かどうか分からないというようなことにもなりますので、ある程度、例えば書記官の許可に基づいて、認められた後はいつでも閲覧の対象とするというような配慮が必要なのではないかと思っているところで、この辺は民事訴訟とは違った考え方が必要なのではないかと考えているところでございます。是非御議論、よろしく願いいたします。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。今の小畑委員の、書記官が一定のというお話ですが、そうすると、書記官がその債権、ある程度、実態的にありそうかどうかという判断をするという感じになりましょうか。

○小畑委員 そこが問題になると思います。誰が判断するかの問題と実態的な問題との対比の問題と思っております、ある程度、判断するという方向に行くべきではないかと今の段階では思っております。

○山本(和) 部会長 分かりました。

○杉山幹事 杉山です。私も、笠井委員が最初の方におっしゃったように、当事者についてはいつでも閲覧を認めた方がいいと思っています。それ以外に、債権者をどれぐらい認めるのかというのは問題ではあると思うのですけれども、少なくとも、例えば配当異議の申出をした場合とか、配当異議の訴えを提起した場合、あるいは第三者でも第三者異議の訴えを提起したような場合には、記録が切り分けられるということが前提ではありますけれども、その訴えに関連する限りでは、当事者としての閲覧を認めてもいいのではないかと思います。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

○今川委員 当事者以外の者に当事者と同じように常時閲覧を認めるかということですが、例えば、今も少し話がありましたが、民事執行法第87条だと配当等を受けるべき債権者の範囲ということで定めがあるのですけれども、こういう人は一定の利益があるから、当事者と同様に常時閲覧すべきではないかというようなことも検討すべきではないかと、このように思っております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。そういう意味で規則的な問題なのかもしれませんが、恐らくこの問題につきましてはいろいろなアプローチがあるのかなと思っております、利害関係を有する者の認定の運用の問題として、一旦認めた以上は、それは当然、次も認めるであろうということや、やっていく方法もあれば、債権者といっても恐らくいろいろな債権者がいると思います、正に配当要求等ができる、つまり債務名義等を持っていたり、いろいろ差押えをしていたり、あるいは登記といいますか、そういった裏付けがはっきりしているようなケース、そういったことも、正に今川先生がおっしゃったことだと思っております。

すが、あると思いますので、そういう意味では、運用的なアプローチで行くのか、規則等ではっきり書くのであれば、そういった債権者を絞るのかとか、そういった議論もあるかと思っておりますので、私たちが今日伺っていて、何とか認めた方がいいのではないかという御意見が多いのかなと思いつつも、実際どうやってそれをやっていくのかは、また難しいなと思えました。また御意見を頂きながら考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ次に移りたいと思っております。

続きまして、部会資料11ページの「7 送達等」、これにつきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。11ページの「7 送達等」ですが、まず、(1) 電磁的記録の送達は、民事執行手続における電磁的記録の送達について、システム送達の方法を可能とすることを含め、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱と同様の規律を導入することについて御議論をお願いするものです。

なお、民事執行手続においては、仮に民事訴訟手続と同様の規律を導入した場合に、運用上どういった問題が生ずるのかなどについても検討をすることが考えられるかと思っております。

部会資料では、送達の効力発生時が差押えの効力発生時となるケースがあることを前提にしてそういった議論をすることや、システム送達をするには、民事訴訟法の議論ですと、受送達者が事前にシステム送達を受けるという旨の届出をしている必要がありますが、そのような届出をどういった形ですることが考えられるかなどについて記載をしているところです。

(2) の公示送達については、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱と同様に、公示送達にインターネットを利用した方法を導入することについて御議論をお願いしております。また、（後注）として記載をしている公告については、民事執行規則上、公告事項の要旨などについてインターネットを利用する方法等の方法による公示が可能ということにされておりますが、公告それ自体についてインターネットを利用した方法をとることについても御議論いただくことが考えられるかと思っております。

御説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、特に区切りませんので、どの問題からでも結構です、御質問、御意見を頂戴できればと思っております。

○今川委員 今御説明のあった、いわゆる11ページの(2)の例えばというところだろうと思うのですが、差押えなんかで第三債務者がおられるといった場合に、仮に第三債務者にシステム送達を適用するということになると、すぐ見ていただいたらいいのですけれども、見なければ1週間経たないと送達の効力が生じないということになると、強制執行をした債権者にとっては極めて、債権の回収を図るという意味では不都合な点も出てくるのではないかと考えていて、やはりここが支障となるので、この支障を克服しない限り、こういう第三債務者における送達でシステム送達を認めるのは難しいのではないかと、このように現時点で考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○井下委員 井下でございます。私どもとしましては、第三債務者となることが非常に多い立場としてお話をさせていただければと思います。まず、私は民事訴訟法のIT化の議論に関わっていないので、的外れな質問かもしれませんが、第三債務者、あるいは民事訴訟の被告も同じかもしれませんが、いつ届くか分からないものに備えて、システム送達に向けたメールアドレスの登録のようなことをするイメージがまだ湧いておりません。民事訴訟の訴状の送達、あるいは差押命令の第三債務者への送達といった局面でのシステム送達の、その事前の登録または届出といったものについて、こういった形でやれば実効的にできるといったイメージを今何かお持ちなのでしょうか。これは質問となります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は重要なポイントだと思いますが、事務当局の方からお願いします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。それは、システム送達を受ける旨の届出というものをその事件ごとでするということにするのか、それともそうではなくて、一旦届け出た方については、今後来る全ての事件について可能とするのかといった、そういうところの議論かなと思っておりまして、資料を作った段階ではどちらと決めてもいませんし、それが法律の問題なのか、運用とかそういったところの、どういった運用が相当かというところの問題なのかといったところなのかなとは考えていたところではございますが。

○脇村幹事 恐らく民事訴訟法の議論では、基本的に一旦登録したら、その後の全ての事件なんかに何でもかんでもできる、みたいな話は当然していなかったと理解をしています。ですので、基本は事件単位なのかもしれませんが、一方で、恐らく今回のような民事執行の議論ですと、正に金融機関がそうですけれども、ルーティンでもう必ずしょっちゅう来るみたいなのが分かっているケースが多分あるのだらうと思います。そういったときに、例えば金融機関の側から、今後は、例えば、もう私たちは紙でなくて結構ですというようなことができる、できないとはまた別の問題としてあろうかと思ひまして、そういう意味では、単発的な事件を想定した民事訴訟法の議論とは、恐らくそれは運用なのか、どちらかという運用の問題のような気もしますけれども、少し議論の状況がどうか、送達を受け取る方の仕事のやり方が違うのかなという気はしていました。そう意味では、正に大量処理をされてらっしゃる金融機関、預金差押え、頻繁にというか、しょっちゅう来ていらっしゃる方について、正に受け取る方の利便性の観点からどうするかという、また御意見を頂ければいいのかなと思います。そういう意味で、少し次元が違うのかなと思っています。

また、その上で、その実効性といいますか、今川委員のお話の中に出ていた差押えの効力発生時期をどうするかという問題、正にここも一つ問題だらうと思いますが、民事訴訟法でも、やはり受け手側の、必ず見ないといけない義務みたいなことにまでなりかねないということを考えると、やはり1週間は最低でも要るのではないかという御議論だったのだらうと思います。そういったことが執行の場面で、それを法律レベルで変えられるのか、なかなか難しいのではないかという御議論があると思いますけれども、運用で何かカバーする問題なのか、もちろんそこでは今川委員がおっしゃったとおり債権者側の利益を考えないといけませんので、恐らく理想は、例えば遠隔地に第三債務者がいるケースの差押えなどを想定しますと、恐らく郵便であれば二、三日掛かるケースなどについて、電子であればその日中にできる、正にその日中に見てくれれば正にできるということが恐らく一番

理想的な話なのだろうと思いますけれども、それを法律レベルで手当てができるのか、運用の問題なのか、それは恐らく第三債務者の属性がある程度きちんとしている人なのかどうかによっても変わってくるのかもしれませんが、そういったことも運用ベースの問題としては出てくるのかなとは思っているところでございます。

○井下委員 ありがとうございます。承知いたしました。

もう1点確認しておきたかったのは、ITを利用した申立ての義務化の話とシステム送達の話というのは一応分けて議論されておりますので、システム送達については、飽くまでもそれを利用する利便性のある者が任意で選んで届出をすることによって、利用可能になるという制度設計を想定していると認識しております。この点は認識に相違がございませんでしょうか。

○山本(和) 部会長 事務局、お願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく、従前から甲、乙というか、全ての人がオンラインに行くかどうかの議論も関わってくると思うのですが、一応この民事訴訟における規律をそのまま当てはめるということを前提にしますと、そこでいう申立て義務者イコール送達受取、オンライン義務もイコールだったわけですが、少なくとも第三債務者のようなケースについて、届出をしていないのにオンラインにされるということは想定されていないということなのだろうと思います。

一方で、この議論として、オンライン申立てを全て義務化するといつて、かつ、それはオンライン受取も義務化するのだといったケースを、もしイコールだと考えた場合には、そこをどう仕組んでいくのかは非常に難しい問題、正に通知の届出がされていない件をどうするだという問題は、また別の問題としてあろうかと思えます。

いずれにしても、民事訴訟法ではそういう意味ではある意味、選任をされた、あるいはもっと正確に言うと、選任されたことを裁判所に届け出た弁護士、司法書士等の訴訟代理人のみ義務化しましたので、何も届け出ない人についてオンライン送達がされるということにはなかったのだと思いますが、そこも場合によっては事案によって、立場によって変わってくるのかもしれませんが。

○井下委員 承知しました。ありがとうございます。

第三債務者の立場からしますと、システム送達が義務、あるいは届出をしていないのに送達と認められるという考え方があるのだとすれば、非常に重大な話で、全く異なった議論となるということはお含みおきいただきたいと思えます。それを前提に、飽くまでも届出した場合にはシステム送達を受けられるといったものとする、制度設計と仕様次第ではありますが、内容によっては非常に有用なものとなるのではとの認識を持っております。

そして、先ほどおっしゃっていた差押えの効力発生の時点が正に問題で、御案内のとおり差押命令は送達の時点で効力が発生します。差押えの効力が発生するということは、第三債務者の立場からしますと、それ以降、二重払いの危険を負うこととなりますので、これは非常に重要な問題でして、現在の実務は、平成23年の最高裁決定に則り、差押えの効力が発生して以降は第三債務者が二重払いのリスクを背負うということを前提に、いかに速やかにかつ正確に差押え対象の債権を特定できるかという観点で手続を構築しております。今現在は債権者が支店を特定した差押えの申立てを行い、かかる申立てに基づき裁

判所が差押命令を出し、かつ送達もその支店に実際に郵便で届くという形を前提に手続を構築しておるところです。郵便、しかも特別送達が届いたことに気付かないということはありませんので、営業時間内に受領できれば、すぐに対応できますし、各金融機関は、差押命令に対しては、日常業務を差し置いて最優先で、特定された預金口座からの支払いを止めるといった必要な手続をとると認識しております。この対応は、時間単位というより、分単位で対応していると認識しておるところです。こういった形で差押命令に対処しており、差押えが速やかにかつ正確に効力を発生するという事は、申立債権者にとっても、あるいは預金者である債務者にとっても、非常に重要なことなのではないかと考えております。

こういった中で、正に先ほど御指摘がありましたように、現在民事訴訟法のIT化で想定されている仕組みを前提としますと、送達の効力の発生は、eメールで通知を受けた後に閲覧した時点、あるいはダウンロードした時点、いずれもしていない場合には1週間経過した時点、が想定されているわけですが、特に最後のケースでは非常に送達の効力の発生が遅れてしまうということになって、債権者にとっても問題があるのかなと私どもも認識しておったところです。

さはさりながら、三つ目のケースをなくし、閲覧又はダウンロードしたときのみとなれば、閲覧又はダウンロードしない限り効力が発生しないことになってしまうので問題があると思います。金融機関の方では、こういった届出をするのか、例えば代表アドレス1個にするのか、各支店ごとにサブアカウントのようなアドレスを届け出るのか、いろいろなやり方があると思いますが、先ほど申し上げたように、預金口座の差押えは口座店で対応しているのが現実ですので、日中いつ届くか分からない差押えのeメールを見るというのは、なかなか対応が難しいところです。

また、民事の差押えのほかにも滞納処分もあり、私が認識している限り、滞納処分の方が数は多いのですが、私ども三菱UFJ銀行ですと月間数千件の単位の差押命令を処理しているのが実態でございます。そういった中で、これまでに構築してきた差押命令に関する実務との整合性を見ながら、各利害関係者の方の利益を損なわないような制度設計にしていくなければならないかと認識しておるところでございます。

長くなってしまいましたけれども、私からは一旦、以上でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。先ほど来、質問ばかりしていて恐縮なのですが、こちらの点についても1点確認をさせていただきたいと思っているのですが、特に差押えの効力発生の関係で時点が問題であるというのは、資料の11ページに記載いただいているとおりにかと思っております。それで、前提としまして、今日も参考資料として民事訴訟法本体の要綱が配布されているところで、そちらの方で、要綱ですと8ページですが、電磁的記録の送達については、届出があればシステム送達によることができるとなっているのですが、これはこの場合、届出があってもシステム送達によらないこともできるということであったか、民訴法の部会にも出ておりましたので、今更こういうことをお伺いするのもお恥ずかしいことだと思いますけれども、それは可能なのか、それは裁判所の裁量で選ぶということなのか、その際に、例えば債権者の意向等に鑑みて、シ

システム送達によらない方法の方が適切だと思えば、そのようにすることは、この民事訴訟法の規律に準じた場合には可能なかどうかというところについて、念のために教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく民事訴訟法の議論では、届出をしていたとしても、究極的には裁判所の判断で書面による送達をすること自体は否定されていなかったと認識しています。もちろん実際の運用では、届出している以上、基本は電子でやることとしましたが、事案によって、あるいは大分時間がたっていたり、いろいろな事情によって、するという事は妨げられていなかったという認識をしています。

今回の民事執行においては、正にその債権者の急ぎますという利益をどう確保するかという観点から、場合によっては届出されている第三債務者が金融機関であるケースについて、明日あさって中に確実にやりたいということで書面を選択するという債権者の申出があった場合に対応したり、あるいは、見るでしょうという前提で、逆に早くしたいということで、電子でやってくださいということも、議論としてはあるのかなと思っているところでございまして、正にそういった意味では、法律でどう作るかという議論と併せて、どういった形で運用していくのかも含めて、御議論かなと伺っていて思いました。

○垣内幹事 民訴法がどうかということを一且抜きにして考えますと、この問題に関しては、その申立債権者が何を当該事案においてよしとするかというところの意向を尊重ということが一つの視点としてあるかなと思ひまして、そのことが提案されている規律の場合にどうなるのかということを確認したいということでお伺いしたところです。それが運用上かなり可能なのであれば、特別の規律を設けるまでもないという考え方もあり得るかもしれませんし、しかし、それは法律上きちんとした形で債権者の意向が反映できるようにした方がいいということであれば、そのような工夫を更に検討するという事かなと差し当たり感じました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今のところ御議論は（１）にかなり集中しているかと思いますが、（２）の公示送達あるいは（後注）の公告等についても、もし御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

○河村委員 一般的な質問ばかりで恐縮です。このシステム送達のところで書かれている、保存（ダウンロード）したときというロの場合なのですけれども、これは、保存（ダウンロード）したタイミングというのは、裁判所のシステム上、それが把握できるようになっていると理解してよろしいですか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。民事訴訟の議論の際には、その辺の、クリックとか、そういったことについて裁判所で把握できることを前提の議論はしておりまして、システムをこれから作る場所であると思うのですが、正に裁判所で分からないと、したことが分かりませんので、そういった前提でのシステム構築を期待してというか、そういうことを念頭に、民訴法では議論させていただいたというところだと思ひます。

○河村委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 (注2)の方でございますけれども、公示送達については特段意見はございませんが、民事執行の公告について、その要旨をインターネットを利用する方法で公示することについては是非進めさせていただきたいと思っております。ほかの法律との関係では、例えば公告について官報公告等の、紙による公告について、電磁的な方法に変更していくというような形で検討をお願いしたいと考えているところでございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○脇村幹事 ありがとうございます。今、小畑先生がおっしゃっていた点について、今後正にいろいろな場面でまた議論が出てくると思うのですが、当局で今考えていることを少しお話しさせていただきますと、恐らく民事訴訟の議論では、従前していたものに付け加えてインターネットにしましょうという議論をさせていただいていましたので、インターネットを出すからこちらはなくそうという話の議論は、どちらかという、していなかったのかなと思います。もちろんそれがいいかどうか、あるいはこれを機にそもそものやり方を見直すべきだという御議論はあるのかと思いますけれども、少なくとも訴訟等で議論している際には、恐らくインターネットを足すかどうかという議論を中心にしていましたので、そこは今後、部会資料を切る際にも、足すかどうかの話と、元々のものをやめるやめないとか、そこは意識して少し資料を作っていくとは思っていますので、議論としては恐らく二者択一ではないケースもあると思いますので、その辺はまた今後、私たちも注意しながら資料は作っていくと思っております。

○井下委員 一つ戻ってしまって恐縮なのですが、今、正に脇村幹事から、飽くまでも今回は足すという話だというお話もありましたが、先ほどの第三債務者に対する送達について、仮に第三債務者となる可能性のある金融機関が届出をしている場合であっても、書面による送達によるかシステム送達かについては申立債権者の意見に委ねるという方向感もあるというお考えを示されました。御趣旨はよく分かるものの、預金取扱い金融機関では、先ほど申し上げたように、差押命令に対する対応について非常に考え抜かれたシステムと手続を構築しております。ITに切り替えるということであれば、それに対応するシステムを構築して運用していくことになるのではと思いますが、書面による送達とシステム送達のいずれが届くか分からないという状況に置かれてしまうと、両方の場合に備えてシステムを構築、維持しなければならないことが想定されます。金融機関といっても大小規模様々でございまして、冒頭申し上げたように、そういったことに対応できる体力のある預金取扱い機関ばかりではなく、過度の負担を強いることになりかねないという危惧を持ちました。飽くまでも意見ですけれども、申し上げたいと思います。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。御意見よく承りました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この送達のところ、システム送達について、民訴とそのままの規律はなかなか難しいということなのかもしれませんけれども、具体的にどういうことが考えられるかは更に事務当局に御検討をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、資料12ページの「8 債務名義の正本の添付・執行文の付与」の部分、この点につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。12ページの「8 債務名義の正本の添付・執行文の付

与」ですが、まず、（１）債務名義の正本添付の要否は、現行法令上、民事執行を申し立てる際には、執行裁判所において債務名義を確認するために債務名義の正本を添付してするというようにされておりますが、民事訴訟手続のＩＴ化により民事訴訟の判決や和解調書が電磁的記録によって作成されるということになれば、これらの債務名義については正本の添付を要しないとしても、執行裁判所がオンラインで債務名義作成裁判所の訴訟記録の中にある債務名義を確認することが可能になるため、こうした規律を設けることについて御議論をお願いするものです。

（１）のところの（注）では、強制執行を停止させる裁判についても、その文書の提出を要することなく執行停止の申立てを可能とすることについても記載をしております。この点に関しては、説明の１（２）の中で記載をしていますが、強制執行を停止する裁判がなされた場合には、執行停止の申立てがなくても強制執行を停止するという仕組みを設ける考え方もあり得るかといったところも御意見としてはあるかなと思ひまして、そのことについても記載をしております。

それから、（２）単純執行文と同等の制度の要否、それから、（３）特殊執行文と同等の制度の要否は、本文（１）の規律を導入する場合に、電磁的記録によって作成されている債務名義に関して執行文の付与と同様の制度について、その制度を設ける是非を含め御議論をお願いするものです。先ほど申し上げましたように、執行裁判所が債務名義作成裁判所の電子化された訴訟記録をオンラインで確認できるということになりますと、単純執行文については、説明の２で記載をしておりますように、執行力の存在及び範囲といった一般的な要件は執行裁判所が自ら確認することが可能なことから、単純執行文のような制度を設ける必要性はないとの考え方もあり得るかとか、そういった観点などについて御議論をお願いしたいと考えております。

特殊執行文については、電磁的記録によって作成されている債務名義に関しては、条件成就執行文や承継執行文の付与の要件について、現行法における執行文付与の仕組みと同様に、債務名義作成裁判所の書記官が判断して、執行文に代わるような電磁的記録を作成するということにするのか、あるいは執行裁判所の書記官が債務名義作成裁判所の訴訟記録等をオンラインで確認して、その判断をするような仕組みにするといった考え方があり得るかとか、そういった辺りの御議論を頂ければと考えております。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ここはそれぞれ少し違う問題があるかと思ひますので、個別に御議論を頂いた方がいいかと思ひます。まず、（１）の債務名義の正本添付の要否、それから、（注）の強制執行の停止の新たな仕組みの御提案、この辺りについて、もし御意見があればお伺いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。御説明にあったとおりだと思ひています。ＩＴ化後の民事裁判と執行手続の連携がうまくいくことによってＩＴ化の利便性が高まるものと考えておりますので、そう考えれば、このような本案訴訟の裁判所と執行裁判所との間で情報共有ができる部分はできる限り情報共有すべきと思ひますし、判決書や和解調書などが全て電子化されることになれば、本案の裁判所に執行裁判所からアクセスして判決や和解の内容を確認することもできるのではないかと思ひますので、あえてわざわざペーパーに

したものをということとは必要ではないと考えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。結論として、強制執行の申立てに正本の添付を要しないとするについては、それでよろしいのではないかと考えております。正に今、小澤委員からも御指摘がありましたけれども、IT化による利便性の向上ということが目に見える形で表れる規律、取扱いなのではないかと思えます。

このことが、ただ、理論的にと申しますか、正本の添付を要しないというのは、裁判所がこの強制執行は本当に債務名義に基づいてできるものなのかどうかを職権で調べてくれるというような仕組みであると理解をするのか、それとも、もちろん強制執行の申立ては債務名義に基づいてするわけですので、これこれという債務名義であるということを債権者としては特定して申立てをするということだと思えますので、本来であれば従来、紙の正本を提出していたところ、それを債務名義を作成した裁判所から取り寄せてもらう、確認してもらうことを裁判所に債権者が求めて、その求めを受ける形でその裁判所は確認するのであると考えるということもできるのかなと思ひまして、後者のように考える方が、従来の取扱いとの連続性という点では整合的と申しますか、説明がしやすいのかなと考えたところです。

今の点は、執行停止の申立てとの関係でも、申立てに際して停止の根拠となる裁判が電磁的に作成されているものである場合には、それを特定することによってその確認を求めるといことは考えられるように思ひますので、少なくとも執行停止の申立てがある場合に、それは、あえて停止を申し立てる側で紙の正本等を出さなくてもいいという規律は、同様に考えることができるのかなと感じております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。理論的な整備を踏まえて御意見を頂いたかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。基本的にはそのような方向で更に考えていただくということになりましょうか。

それでは、続きまして、（2）単純執行文の、廃止というとなればあれなのですかね、単純執行文と同等の制度を設けることの是非ということですが、この部分について御意見を頂ければと思ひます。いかがでしょうか。

○岩井関係官 単純執行文の関係でございますけれども、部会資料に記載がございますとおり、IT化によって訴訟記録を執行裁判所において直接確認することができるようになることを踏まえたと、承継や条件成就などの実体的な判断を伴わない単純執行文につきましては、現在と同様の仕組みを残す必要性は低く、執行文付与、審査の手間を減らすことが当事者の利便性向上にもつながるのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小澤委員 全く同じ意見ですので、賛成します。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 これも資料の中でも記載されていたかと思ひますけれども、従来は執行文が一旦付与されれば、それ以後はいちいち単純執行文の付与の対象になり得るものかどうかと

いうことは審査を要しないという形でありましたので、これがなくなると、数回にわたってその債務名義に基づく強制執行というのが問題になり得る場合があった場合には、それはその都度ということになるので、その方がいいのかどうかというのは両論あり得るところかなという感じがしております。また、いずれにしてもこの提案は、債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものというものを対象としているということで、冒頭、別の論点との関係でも御発言があったかと思えますけれども、執行証書であるとか、あるいはその他、執行文付与機関が裁判所でないとされているものが現行法上幾つかあるかと思えますので、そういうものとの関係では単純執行文という制度そのものは残さざるを得ないということかとも思われまして、そうしたときに、単純執行文がなくなるという整理をするのがよいのか、それとも、その付与が非常に簡便な形でできるという整理の方がよいのか、これも両方考え方があり得るかなと今のところ感じているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。確かにそうですね、単純執行文を廃止というと、少し語弊があるかもしれません。

○脇村幹事 ありがとうございます。正に今、垣内先生がおっしゃったのと、すみません、重ねて言うのも恐縮なのですが、恐らく理論的な問題と運用の問題として、同じような制度を置かなかったときの説明としては、訴訟記録を基本的に執行裁判所が一応見られるので、どこに調査するかは別にして、同じようなことをするのですよという説明か、もう一つは、家事もそうですけれども、本当に単純執行文が今ない制度が一部ございますが、それは結局、事後的に後で執行停止も含めてやればいいのかということのある意味割り切って、審査を基本的にしないという前提で組んでいるものもあると思えますので、そのどちらの方向で行くのかについて少し考えないといけないのかなと思っています。もちろん基本的に今回のケースは、例えば、債務名義になるべき判決が出た後に執行停止的なものが原裁判所ですでに出されているのを確認した場合には当然、しないということかなということも含めて考えると、前者のような説明に近いのかもしれない。そういった意味では、どちらの説明で行くのかは、説明というか、実際にはどこまで調査するかという問題かもしれませんが、少しそこは考えながら、私たちも、廃止というよりは代替なのか、その辺のニュアンスは少し考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○青木幹事 青木です。ありがとうございます。先ほど脇村参事官がおっしゃったかと思うのですが、どこまで調査すべきなのかということもあるのですが、どこまで調査できるのかということもあって、執行力が失われる事由が後から生じたというような場合について、上訴により仮執行宣言付判決が取り消されたというような場合は、恐らく同じ記録の中であって、分かるようになっていっていると思うのですが、請求異議の訴えで請求認容判決が出て効力を生じたというような場合に、それでその債務名義の執行力が排除されるといったことも、恐らくシステム上把握できるということになっていないと、執行機関がオンラインで把握するというのも難しいのかなとも思いますので、その辺りがシステム上把握できるということが前提になるのかなと思えました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は御指摘のとおりかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、この点は方向性としてはこういうことで、ただ、

それをどういうふうに制度として位置付けるのかということなども含めて、更に詰めていっていただきたいということかと思えます。

それでは、この部分の最後ですが、(3)の今度は特殊執行文の方ですね、これについて、条件成就執行文あるいは承継執行文といったところですが、これをどのようにするのかということについても御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○今川委員 これは、各執行裁判所で特殊執行文の判断をするのか、本訴のあった原裁判所で判断をするのかという問題なのだろうと思うのですが、実務的には複数の執行文付与を受けて、例えば沖縄と大阪と福井県で不動産の競売なら競売の申立てをするといった場合に、それぞれの執行機関が判断するという点になると、法的安定性という意味では、画一性が担保されるのかという点に少し疑問があって、そういう視点からすれば、やはり現状と同じような手続をすべきではないかと、このように現時点では考えております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 先ほど今川委員が御指摘になった点と関連しますが、執行裁判所は、まずは執行文の種類、つまり単純執行文か特殊執行文かの振り分けを行うことになると思います。そして特殊執行文の場合に、執行文付与の判断が執行裁判所にできるのかという議論だと思えますが、実際には特殊執行文付与の判断は、おそらく客観的な資料に基づいて行われることになると思うのです。そうしますと、債務名義作成裁判所でないとできないということでもないのではないかと思います。各執行裁判所の判断がまちまちになるのではないかとこの危惧に対しては、システムの的に可能であることが前提ではありますが、債務名義裁判所の債務名義の記録に、この債務名義についてこういう執行文が付与されているという情報が付加されていき、それを見れば分かるようにできれば、このような危惧は回避できるのではないのでしょうか。実務的に、債務者側からは過剰執行を回避したいというニーズが非常に高いところもあり、そういう意味でも債務名義に執行に関する情報が載せられるようにすることも是非考えていただけたらいいのではないかと考えています。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。櫻井委員の今の御発言の趣旨は、最初に特殊執行文の判断をした執行裁判所の判断というのが他の執行裁判所をも拘束するという御趣旨なのか、あるいは、事実上そういうのがシステム上分かるので、実際上は同じような判断になるだろうということなのか、その辺りはいかがですか。

○櫻井委員 そうですね、そこまで細かく深く考えたわけではありませんが、債務名義の記録にそういった情報が追加されていくことは必要ではないかと思います。他の執行裁判所を拘束することができるのかについては、少しハードルが高いように思われますので、部会長がおっしゃった後者がまず考えられるのではないかと現時点では思っています。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。よく分かりました。

○笠井委員 今の今川委員と櫻井委員の御意見との関係で、部会長が御質問になったことにも関係するのですが、特殊執行文の場合は、執行文付与の訴えとか執行文付与に対する異議の訴えとか、そういったものをどこの裁判所の管轄とすべきかということも含めて考える必要があると思います。結論として私は今のところ、まだ深く考えたわけではありませんけれども、最初に今川委員がおっしゃった方が簡明だと思っております。債務名義作成裁判所で判断をして、先ほど挙げたような後の訴えについても基本的にはそちらで

やるといった方が、後から判断がまちまちになってどうなるとか、そういう問題が起こらなくていいのではないかというのが今のところの考えです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 ありがとうございます。部会資料2の12ページ(3)のタイトルで、特殊執行文と同等の制度の要否とあるのですけれども、こういう問いを設定した場合には、私自身はやはり「同等の制度」は必要なのだろうと思います。したがって、どこかの裁判所でその条件成就、あるいはその承継が認められるかということについては判断をして、それが他の裁判所、執行裁判所との関係でも通用するという現在の規律というのは合理性があるように思いますので、そうした規律は必要で、問題は、執行文付与機関がどの裁判所の書記官、あるいは場合によって裁判所なのかという、そういうお話なのかと思います。その点では、単純執行文のところと同様に考えると、あるいは最初に係属する執行裁判所というようなこともあり得るのかもしれませんが、必ずしもそこまでしなければならない強い理由があるかどうか、少し分からないところもありまして、そうであれば、現状のように債務名義作成裁判所ということも十分にありうるかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ここは少し御意見が分かれたように賜りましたが、それを踏まえて事務局には更に御検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で8の部分は御議論を頂けたということになりますので、続きまして、資料14ページ、「9 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化等」、この部分について資料の説明を事務局からお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。14ページの「9 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化等」ですが、ここまで1から8の項目については、基本的に執行裁判所における手続を念頭に、そのIT化について御検討いただいていたところかと思っております。それを踏まえて、執行官に申し立てる執行手続についても同様の規律とすることでよいか、別途の検討が必要な点があるかについて御議論いただければと考えております。

また、(注)では、裁判所に申し立てる執行手続も含めて、執行官に対する申立て等がある場面というのがありまして、これについても含めて同様の規律とすることでいいかということについて取り上げておりますので、御議論いただければと考えております。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

○岩井関係官 執行官に直接申し立てる執行手続につきましては、建物明渡し執行でございますとか、動産引渡し執行のように、手続が積み重なっていくことなく短期間で終了する事件も多いところがございます。また、債務者への説得などのために現場に記録を持参して、今であれば債務名義正本などを示す場面も少なくないような事情もございますので、この点を議論していただくに当たりましては、執行官の職務の特性も踏まえた議論をしていただく必要があろうかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克）委員 今、引渡し執行の話が出て、そうかなという感じもしたのですが、動産執行については、やはり金銭執行としての統一性というのを図るべきなのではないかという気がします。そうでないと、動産執行の場合には8の（2）や（3）のようなことが働かないのだとすると、一つの債務名義に二つの制度が混在してしまうという非常に分かりにくいことになってしまって、これは執行債権者側から見ると非常に違和感を感じるような制度になってしまいかねませんので、動産執行については私、是非旧の執行裁判所に対する金銭執行の申立ての場合と同じようにしていただければなという気がしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今の山本克己さんの御疑問との関係で、不動産の引渡し執行等でも間接強制ができるということもあろうかと思うのですが、その辺りはどうですか。

○山本（克）委員 確かに、そうなると二重の制度になってしまうということですね。それを考えると、私はやはり統一した方がいいかなという気もします。元々は統一した方がいいと言おうと思っていたのを、若干、最高裁の御発言で説得されてしまったので、中途半端なことを申し上げましたが。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そろそろ皆さんお疲れが出てきている頃なのかなという気もしないではありませんが、もう少し頑張っただければという気もするのですが。

○脇村幹事 ありがとうございます。執行官のところは、（注）も含めて、私たちもまだ、実情も含めて把握した上で、きちんとした議論をしていただくべくもう少し準備しないといけないことは、すみません、十分自覚をしているのですが、なかなか裁判実務そのものというよりは少し毛色が違うところもありまして、少し私たちもまた勉強していきたいと思えます。

いずれにしても皆様も、恐らく、法律実務家の方は執行官を使われて事件をされたこともあると思いますし、企業の方も金融関係、そういう債権回収の関係で使われていることもあると思いますので、また御意見頂きながら、あるいは、最終的にどうするかについても恐らくいろいろ御意見があると思いますけれども、また考えていきたいと思えますので、是非お助けいただければ幸いです。すみません。

○山本（和）部会長 そのようなことですので、是非いろいろまた今後、御意見等を頂戴いただければと思います。情報提供を含めて、お願いいたします。

それでは、よろしいですか。

それでは、民事執行最後の部分になりますけれども、「10 その他」の点ですが、この点につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「10 その他」ですが、ここまで御議論いただいたほかにも民事執行手続のIT化に関して検討が必要などころがあるかなど、御意見を頂ければと思っております。資料で（注）としておりますのは、書証、証人尋問、その他証拠調べ手続については、民事訴訟法の検討と同様の規律にすることが考えられるかと思ひまして、その点について記載したものでございました。

御説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ということですので、この証拠調べを民事訴訟と同様にするということが一応、例示として挙がっていますが、これ以外でも民事執行でもっとこういうことを考えた方がいいのではないかと、幅広にこの際、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○岩井関係官 幅広にということでございますので、民事執行のIT化の検討に際しましては、IT技術を活用した合理的な事件処理の在り方を目指していく必要があると考えております。それに関連いたしまして、現在実務上生じている問題について御紹介させていただきたいと思っております。

現在、仮登記抵当権が存在するなどの理由によりまして配当手続が留保されたものの、仮登記抵当権者が配当金の交付を受けるために必要な手続を行わないために、長期間にわたってほかの債権者が追加配当を受けられないという事態が生じております。このような事態は、実質的に権利のない仮登記抵当権者が存在するために、本来配当を受けられるはずの後順位債権者の権利の実現が妨げられているだけではなく、事件が終了しないために、裁判所といたしましてもいつまでも記録を保管しなければならない、実際に古いものでは昭和30年代の記録も未済事件のまま存在しているという実情がございます。IT化により記録が電子化されていく中で、過去のものとはいえ紙の記録がいつまでも残るというのは、いかにも不合理ではないかと思っておりますので、執行手続をIT化するに際しましては、こういった古くからの不合理な状況を抜本的に解消するための制度の導入についても併せて御議論いただければと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますか。

○脇村幹事 私たちもまだついて行っていないところもあって、恐縮なのですが、どの問題なのか、いずれしても、民訴でも少し、この電子化した事件記録の扱い方をどうしていくのかというところは、費用や、そういったいろいろな議論をされていたように思います。どの辺の問題なのかも含めて、今頂きましたので、勉強していく、すみません、これ以上の答えがないのですけれども、ただ、おっしゃるとおり電磁的な記録だとしても今後も同じようなことがあって、いつまでもこの記録、電磁的なものがずっと残っていくのはどうかという議論は恐らくある話だと思いますので、それについても勉強していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特段よろしいですか。この（注）に書かれてあることは特段問題はないということでしょうか。

それでは、民事執行の部分はこれで一通り御議論いただくことができたかと思っております。

少し微妙な時間ではありますけれども、もう少しお願いしましょうか。お疲れのところ恐縮ですが、もう少し、民事保全の方に少し、最後まで行くのはやや絶望的かもしれませんが、行けるところまで民事保全の方も御議論をお願いできればと思います。

それでは、資料15ページの「第2 民事保全」の「1 インターネットを用いてする申立て等」について、事務局から部会資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。15ページから、「第2 民事保全」の「1 インター

ネットを用いた申立て等」では、（１）インターネットを用いてする申立て等の可否として、民事保全の手續における申立て等を、全ての裁判所に対し一般的にインターネットを用いてすることができるものとする、それから、（２）インターネットを用いてする申立て等の義務付けとして、民事保全の手續における申立て等をする際にインターネットを用いてしなければならないこととされる者について、民事訴訟手續のIT化と同様に訴訟代理人等とすることでよいか、あるいは別の議論があり得るかといったところについて御議論をお願いできればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、（１）、（２）、特に区分しませんので、この１の点について御質問、御意見等を御自由にお出しいただければと思います。

○今川委員 義務化の16ページの（２）なのですけれども、これは乙案と同様に義務化されてしまうと、弁護士は全て義務化、例外をどういうふうに範囲を広げるかという問題はあるのでしょうかけれども、しかし、その受け付けるかどうかで、インターネットで申し立てることが義務化されてしまうと、いや、これは例外なのだというふうに書面で持って行っても、例外に該当するかの審議に時間を要することになると、保全は緊急性とか密行性というのが非常に重要なものなのでこれに反することになるのではないかと考え、私はもう大胆な意見で、ここはもう義務化しないで、インターネットでするのも書面でするのも、弁護士であっても自由にしたらどうかと、こういう意見を現時点では持っております。実務的な感覚でそういうふうに申し上げているということをお理解いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そうすると、今川委員の御意見は、この民事保全の特殊性、あるいは、なぜ民事訴訟と違うのかということの正当化というのは、民事保全の迅速性、緊急性、密行性ということがその根拠になるということでしょうか。もう少しそこを敷衍してお話を頂ければ有り難いですが。

○今川委員 例外を設けるといことも考えたのですが、原則は電子でやって、例えば、書面を出しました、その例外に当たるかどうかというのはやはり審理がされるのではないかと思います。そうすると、それに非常に時間が掛かってしまって、本来の保全の目的が達成できない。例えば、仮差押えを債権に対してするという場合に、第三債務者が既に弁済期が来て支払われてしまえば、これは全く意味がないということになるので、そういう意味で今、部会長のおっしゃった緊急性とか密行性とかいうものが具体的に実務としてあり得ると、こういう理解をして申し上げました。ただ、これは私の経験上ということですから。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○湯浅委員 湯浅でございます。確認の意味で、少し大きな質問をさせていただくのですが、今回のこの事務当局の御趣旨は、民事保全という制度自体に関わる、その申立て等をインターネットを用いる方法で実現するというのが御提案の趣旨で、その保全という法的手続それ自体にもう少しインターネットを用いるというところまでは想定されておられないのでしょうかという質問です。例えばですが、最近、電磁的記録それ自体に非常に大きな財産的価値が生じる場合、具体的に言うとNFTなどが注目されていることは御案内のとおりでございます。しかし、そういう電磁的記録それ自体に何かインターネットを用いた保

全手続を考えるとということまでは今回は想定しておらないということによろしいのでしょうかというのが質問でございます。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いします。

○脇村幹事 先生がおっしゃったのは、恐らく向こう側というか、差押え側の話だと思えます。恐らく、それは今でいいますと民法的な財産的価値をどう把握するかの問題ですので、直接的にはここでいう、取り上げているものとは少し違うといえますか、差し押さえるものがどうこうというのは、恐らく民法あるいはそういう財産的なものの価値を、手続どうこうというよりは物の価値をどう見ていくかという話かと思えます。そういった意味では、ここでは飽くまで差し押さえるものがあつたとして、どうアプローチを裁判所にしていくかということ議論させていただきたいという趣旨でございます。

○湯浅委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。対象の方の電子化の問題というのは、NFTもそうでしょうし、暗号資産とか、非常に困難な問題が多々あるということですが、今回はその手続のIT化を主として御議論いただきたいという御趣旨かと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。

○小澤委員 今川委員とは逆の意見になってしまうのかもしれませんが、民事保全の手続の迅速性に着目して、緊急の申立てをする必要がある場合には、士業者であっても書面での申立てを認めるべきではないかという意見が研究会でもあつたと理解しています。過渡期の対応としては確かにそういった手当ても必要なのかなとは思いますが、迅速性が求められるのであれば、なおさらITを活用した方がいいのではないかという気もするところでありまして、民事執行とは異なって、保全の必要性などの記載というのは定型書式になじまない部分も多くあるとは思いますが、士業者であればあらかじめ事件管理システムに登録しているはずですし、民事保全の申立てに際して初めて事件管理システムに登録するというケースはかなり限定的になるような気もしますので、そう考えますと、最終的な結論としては、民事保全の手続において義務付けの範囲を縮小するという必要はないという意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特段御意見はないでしょうか。これは少し今、御意見の分かれた状態ではあるかと思うのですが。

○櫻井委員 保全の申立てをしたときに、疎明書類の原本確認をするのかどうかというところも、もちろん裁判所によると認識していますが、関わるのかなと思っておりまして、疎明書類の原本確認が必要だということになれば、疎明書類の原本を持って、紙媒体のまま裁判所に持って行く方が早い場合があるのではないかと思います。そのような場合は、民事訴訟で認められる例外には当たらないと思われまますので、やはり民事保全の場合は迅速性・緊急性の観点から、書面による申立てを認めるべき例外が広く認められるべき特殊性があるのではないかと思います。ただ、それが例外を広く認めればよいという議論になるのか、義務化そのものを認めなくてよいという議論になるのかについては個人的にまだ迷っているところではあります。

その点に関連して一つだけ確認したいのですが、民事訴訟において、システムにアップ

ロードしたいができない場合に、USB等にデータを入れて裁判所に持って行っていくことをもって、提出と認めてはどうかという議論があったようにお聞きしたのですが、今どうなっているのでしょうか。民事保全でももしできるということであれば、この議論ももしかしたら変わってくるのかなと思ったものですから、そこがお分かりであれば教えてくださいと思います。すみません、よろしくをお願いします。

○山本（和）部会長 事務局からお答えいただけますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく民事訴訟の訴状の議論の際には、結論的にその結論の方向にはならなかったという理解を私はしてはしまして、基本的にアップロードする方向で議論はしていたのかなと思います。記録媒体に入れるケースについては、恐らくアップロードできない、重すぎてできないとかそういったときに、そういったことがあるのではないかと議論も併せて、イメージがあったのは証拠などですかね、していたとは思うのですがけれども、普通のテキストファイルであれば、基本的にはそれはアップロードということで議論はしていたのかなと思います。それを踏まえつつも、どうするかというのは正にこれからの議論ですので、迅速性だからこそITでいいではないかという意見があれば、先ほどの先生方の御意見もあったと思います。また御議論いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○湯浅委員 今、幹事の御説明があったように、民事訴訟法の方でも、非常に巨大な画像ファイル等でアップロードできないものについては、例外的にCD-ROMなどで提出することもやむを得ないという議論だったかと私も記憶しております。それとは別に、確かに非常に急を要する場合で、ネットワークがなかなかつながらないと、もうUSBメモリーで直接持って行った方が早いのだということは、この制度の性質上、その迅速性等が求められるという点から理解するところではございますけれども、他方で様々な媒体の中でUSBメモリーが一番セキュリティ上、危険な媒体でもありますので、その媒体の使用を、急ぐからとか迅速で簡便だからという理由で認め出してしまいますと、システム全体に非常に脆弱性を生む可能性が高いと思います。そういう意味から考えますと、個人的な意見ではございますが、私はむやみにUSBメモリーでの提出を認めるのはいかがなものかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂いたかと思います。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。保全なので緊急性が必要で、場合によってはオンラインでうまくいかないときどうするのかという問題そのものは、大変よく理解ができる場所です。その場合の対応として、恐らく先ほど、これは櫻井委員だったでしょうか、疎明書類の原本を裁判所に持参するというようなことも結局必要になることがあるのではないかと御指摘もあったのですが、オンラインでできない場合、対応として裁判所に直接持って行く、持参するということだとしますと、これもまたお尋ねになってしまうのかもしれませんが、裁判所に設けられている端末というのが恐らくあるのではないかと考えられて、それがどういった形で利用可能な環境にあるのかと、裁判所に来た上で、急ぎそこで最低限、電子的な申立てをするというようなことが仮にできるのであれば、これはそうした事態でも一定程度対応ができるということになるのではないかと考えられますので、その辺りの整備状況と申しますか、環境も考える必要があるか

など、それによっては民事保全でも民事訴訟法における乙案と同様な形での規律が合理性があると判断できるということもあり得るのではないかと感じました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 ありがとうございます。これも研究会のときも同様の議論があつて、ただ、私自身は結論としては、保全だからといって訴訟と違う規律を作るということは、法律の仕組みとしては、やはりできないのではないかと考えておりますので、原案のような考え方でやればいいのかと思っております。實際上、インターネットで出せなかったという場合というのは、その例外の規律を、それは民事訴訟にもありますので、それを使うということで、その辺りは運用、という余りにもいい加減な意見になるかもしれませんが、そういう感じがしております。

櫻井委員がおっしゃったように、疎明資料の問題というのは確かにあるところですが、この辺りは裁判官の心証の問題になりますし、特に保全命令の場合は一方審尋で出すこととなりますので、裁判官がどうしても原本を見たいという場合であれば、それは裁判所に持って行かなければならないということで、そういうのはやむを得ないのではないかと思っております。

ですから、私の今のところの考えとしては、保全についても同様に、士業の方については義務化ということではないかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。今日の段階ではよろしいでしょうか。

この（２）の部分については御意見が分かれた、民事訴訟と同じでいいのではないかと御意見が数的には多かったかもしれませんが、しかし御意見は分かれたと認識しましたので、今日の御意見を踏まえて、事務当局の方では更に次の段階の資料の作成に当たっていただければと思います。

それでは、もう一つだけやりましょうかね。「２ 事件記録の電子化」、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。資料１６ページからになりますが、「２ 事件記録の電子化」は、民事保全の手続における申立て等、裁判所に提出された書面を裁判所で電子化することについての御議論をお願いするところでございます。本文①は、この点について、民事訴訟記録の電子化に関する議論、検討の状況を踏まえて、民事保全についても同様の規律とすること、本文の②では、民事保全手続の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきかどうか、仮に設ける場合は具体的にどのような規律にすることがあり得るかなどについて御議論いただきたいと考えたものでございました。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御質問、御意見等を御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。特に、この例外を認めるのか、認める範囲はどうかといった辺りが中心かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

御意見がないのをどういうふうに受け止めればいいのか。

○小畑委員 議論の前提として、この例外を検討する場合、どの手続を例外として想定しているのかというところについて、少しまず整理した方がいいのではないかと思いますので、そこを質問させていただきます。

○山本（和）部会長 そうですね、これは民事執行とは違って例も挙がっていないので、ということかと思いますが。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく執行の議論がもしかしたら使えるかな、みたいなことは考えていました。プラス、そもそも保全の全体についてどうするかについては、そこは正直言いまして、どう考えたらいいのかというのを今の段階で当局として出すべきかどうか迷いましたので、正直言いますと、書きませんでした。

ただ、個人的な感覚を少し言わせていただくのを御容赦いただけるとすると、先ほどから迅速性の話が出てきていると思います。恐らく、紙で来たものを電子化した上で、例えば裁判官に上げると、あるいは裁判官が見るということになりまして、一応タイムラグがどうしても発生するのではないのかということは、私も昔、保全をやったことがある感覚からすると、来たものをそのままつづって裁判官に見せるということの方が早いのは間違いないのではないかと、ただ、それは民事保全全般の議論かもしれませぬし、あるいは本当にそうなのか、その辺いろいろあるのかもしれない。

また、裁判記録、後でやればいいのではないかと議論ももしかしたら、紙で渡したものをそのまま裁判官が見た上で、後でゆっくり電子化するということも考えられるのかもしれない。ただ、逆にそうだとすると、後になっていちいち電子化、特に、先ほど言った却下したようなケースについて、では何のために電子化したのか、そういうときはあるのかなということは思っていました。ただ、その辺は、すみません、正に理屈ではない、何となく早く見てくださと言われて急いで保全担当していた頃の感覚からすると、迅速性というのはもしかしたらあるのかな、みたいなことは思っていました、すみません、これは完全に個人的感想でございまして、是非皆様の実務的な感覚や理論的な感覚を教えてくださいたいと思います。

○小畑委員 分かりましたが、民事保全の場合はその後の手続、保全異議等の手続も予定されておりますし、特に、商事の保全手続などでは激しいやり取りが行われるということがありますので、保全の本案的なところで例外を認めるということは、少し想定しにくいのではないかと思います。それから、派生的な手続とっていいか分かりませんが、例えば、担保取消しとか、執行取消しの手続きで紙媒体で出た場合を想定されているのかなとも思っていたのですけれども、その点はいかがでしょう。

○脇村幹事 そういう意味で、付随的なものについては恐らく、元がどうだったかによっても影響するのかなという気はしてまして、先生がおっしゃっているとおり、担保的なものだけは、恐らく疎明資料もそれほどないというケースについて、例外というのはあるのかもしれない、早くするというのも含めてですね。あるいは、先ほどの議論で言いますと、例えば取下げで終わるようなケース、取下げ勧告等で終わる事件、保全等はいろいろあつたりすると思います、そういったケースについて全て電子化するかとか、これは正に、すみません、参事官というよりは、昔保全をやっていたときの感覚でしゃべっていて恐縮なのですけれども、あるいは、保全異議が出た段階で、正に保全異議が出て初めて本案化するといえますか、対立的なことになることを踏まえて組むということもあるのか

もしれません。それは、仮地位仮処分と違う普通の仮指しのケースなどは、正に迅速にや
って、本格的なのはその後、保全異議や保全抗告等々、いろいろあると思いますけれども、
そういったところという議論もあるのかもしれませんが、当局としては、すみません、そ
ういう意味では、フルオープンといいますか、フリーといいますか、そういったことも、
恐らく皆さんいろいろな御経験があると思いますし、すみません、私も偏ったことを言う
とあれなのでということで、今差し当たりこの限度でしゃべらせていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。最高裁民事局もそれに関連した点かと思いま
すので、お願いします。

○橋爪幹事 正にただいまの御議論に関連してなのですが、例えば、仮差押命令が発
令された後に、他方当事者の方で保全異議ないし保全取消しという形でその適否が争われ
て、記録全体を改めて参照しなければいけないような事案というのは、全体の中では余り
数は多くないということでございます。例えば地裁で言えば、アバウトな数字で申し上げ
ますと、保全事件が大体年間1万2,500件ぐらいある中で、保全異議・保全取消事件
というのは年間500件余りというような実情でございます。そうすると、例えばなので
すけれども、紙媒体での申立てがされた場合には、原則としてその紙媒体を事件記録とし
て取り扱って、迅速に発令をした上で、その後、保全異議や保全取消しの申立てがされた
場合に限って記録を電子化するというような運用もあり得るのではないかと、つまりは、何
か書類等が提出された場合に、その時点で紙記録にするのか電磁的記録にするのかを一義
的に確定させるのではなく、その後、電子化の必要が生じた場合に電子化するというよう
な在り方もあるのではないかと考えているところでございますので、御検討いただければ
と思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 今の最高裁の考え方を前提としますと、いわゆる電子化のもう一つの意義であ
る統計的な処理だとか、事件の記録の傾向の例えば分析だとか、そういうものが紙と電子
媒体と交ざっていけば、それは作業がかえって難しくなるというか、その電子化のもう一
つのメリットが全く発揮できない状況になってしまうのではないかと、いうところをすごく
危惧をしております。例えば破産事件で言えば、どういう傾向で破綻している会社が多い
のかというような分析にもデジタル化が役に立ってくると思いますので、本体的な部分で
手続の例外を認めるという方向はいかがかと思っております。そこは申立ての電子化をいかに
推進できるかということも含めて検討すべきではないかと考えているところで、
単に件数が多いとか少ないとかという問題ではないのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。特段意見はございませんか。

○湯浅委員 湯浅でございます。先ほどの最高裁の御説明も、実務上の実情を踏まえた御説
明であることは理解をいたしますけれども、やはり何のために電子化するか、何のために
IT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストでなければならないと
いうことです。私も、後で電子化の必要性があるかどうかで判断するか、そういう基準
で判断していくのは、デジタル化ということ、デジタルトランスフォーメーションの本来
の趣旨からは少し外れる危険性があるのではないかと懸念をしたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この点も意見がやや分かれたところでありますけれども、引き続きこの部会で検討をしていきたいと思えます。

それでは、ほぼ定刻になりましたので、私の不手際で積み残しを出してしまいました、次回はこの17ページの3のところから再開するというので、本日はこの程度にしたいと思えます。

それでは、次回議事日程等について事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程は、令和4年5月13日金曜日、午後1時から6時まで、場所については追ってお知らせをします。

次回は本日の残り、今考えていますのは、倒産手続を中心的に取り上げることを考えておきまして、実はそれ以外も取り上げるかどうか考えていたのですけれども、今日の状況を見ながら、資料を作るかどうかについては考えさせていただきたいと思えます。いずれにしても、次々回は人事、家事関係を取り上げたいと思っております、今後できるだけ早めに民事系なのか家事系なのかについてはお伝えできればと思っております。その意味で次回、積み残しがあったとしても、基本的には家事を念頭に、恐らく皆さん、準備の関係があると思えますので、次回にかかわらず、次々回は家事をやる方向で私としては今、考えています。次回は倒産関係でして、いずれにしても、次回、積み残しがないようにするような部会資料の作成に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、第1回から早速積み残しを出してしまっていて、しかも非常に長時間にわたって御議論を頂きまして、申し訳なく、また有り難く思っております。

これにて法制審議会、部会の名前が少し長いので、単にIT化関係部会とだけ言わせていただきますが、第1回会議を閉会にさせていただきます。

本日は長時間にわたり熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—